

Title	労働者政策の基本問題
Sub Title	
Author	藤林, 敬三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.10 (1940. 10) ,p.1581(243)- 1644(306)
JaLC DOI	10.14991/001.19401001-0243
Abstract	
Notes	皇紀二千六百年慶應義塾大學部設立五十年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19401001-0243">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19401001-0243</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

然るに全體主義的社會構造の下に於ては、如何なる部分も全體との關聯を離れては無意味である。そこには獨立性なるものは全くあり得なく、延いて統計理論は斯かる構造については無力とならねばならぬ。故にもし全體主義的政策なるものが眞に登場するならば、斯かる政策への統計の參加が根本的支障を受くべきは當然である。アドルフ・ブリンクはその「國民經濟の全體主義的性格と統計」なる一文に於て、斯かる社會に於ても依然として存續する一部の個別性と從來と異なる概念の規定とに據つて、この困難を克服しうるが如き改造が可能であると論じてゐる (A. Blind, Der Ganzheitscharakter der Volkswirtschaft und die Statistik, Festgabe für F. Zizek, 1936)。勿論全體主義が現實に於て理念通りに實現することはないであらう。人間そのものが現在と全く別のものに一變しない限り、凡ゆる點に於て私利を公益に先行せしめうる筈はないからである。この限りに於ては社會細胞の獨立性が根絶せしめられる日は來ないであらう。併しこの方嚮への努力が今日の凡ゆる政策の基本たることは疑ふべくもない。言ふ迄もなくこれは國家政策との關聯に於て言ひうるに止まり、統計的方法そのものゝ危機を意味しない。凡ゆる研究に於て特に一部を他から遊離せしめる方法は、單に是認められるのみならず、常に極めて効果的なのである。社會事象が相互に如何に密接な關聯を示す時代となつても、個々の問題を遊離的に取扱ふ方法は依然として生命を保持せねばならぬ。

## 労働者政策の基本問題

藤林 敬三

### 内容

- 一 問題の出発點
- 二 労働生産力と労働者政策の意義
- 三 労働者政策の科學的基礎、労働の人間の構造と労働科學
- 四 労働者政策の課題
- 五 補論

先づ問題の緒を掴むために、私は次ぎのやうな解釋から、本論を始めたいと思ふ。

労働者政策は労働者の労働生産性の増大を通じて、一國の労働生産力の増進に役立たんとするものである。従つて労働者政策は生産政策としての意義を持ち、國民經濟的生産力増進の問題に關する重要な一面を構成するものである。

勿論、労働者政策をこのやうに理解し得るためには、種々の基本的な問題に觸れなければならない。そしてこれ等の問題を先づ最初に取り擧げることが、また確かに望ましいことである。しかし私は便宜上これ等の問題に關しては、随時本論中に於いて、また本論の終りに於いて些か論及することとして、此處では右の見解に従つて、私の問題を卒直に展開して行くことから始めたいと思ふ。

労働者政策が先づ労働生産性の増大を目標とするものであるとすれば、吾々はこの労働生産性の概念からこれを明かにして行かねばならない。また労働生産性の大小が一國の労働生産力の増進に役立ち、そして國民經濟的生産力の大小に重要な關係を持つとすれば、吾々は更にこの後者の概念の鮮明も亦これも必要とする。しかし一般にこの後者の生産力概念は、従來、經濟學に於いて、更にまた經營學に於いて色々に理解されて來たものゝ一つである。それは各々の經濟學者の立場の相違を表明し、その基本的諸概念の定立に基づく差異に據るものであつて、私は本論に於いてはこの問題を詳論する余裕を持たないし、また敢てこれに立入る必要を認めない。

しかし此處で讀者の了解を得て置きたいことがある。私は労働生産性を別にまた労働生産力と呼んでもいゝと考へるものである。そしてそれは丁度土地の生産力、或は資本の生産力といふのに對して、労働に就いて考へられたものである。しかし従來、労働生産力といふ場合には、常に必ずしもこのやうには考へられてゐない。例へば、労働の能率は労働の生産力と一致するものではない。生産力は多數の生産要素の共同作業の成果であり、労働の能率は之れに及ぼす一影響に過ぎざるものである。(註一)と、いはれる場合の如きはこれであつて、労働生産力は土地

及び資本の生産力に對して考へられるのではなく、これ等の生産諸要素の結合された綜合力として考へられてゐる。勿論労働が生産諸要素中一次的、本源的要素であり、且つまたそれは能動的要素であるといふ見解からすれば、労働生産力をこのやうに考へることは、確かに誤りではない。しかし私はこのやうに考へられた労働生産力を一般に單に生産力とし、この生産力に各々重要な關係を持つものとして土地、資本、及び労働の生産力を考へることゝしたい。即ち、労働生産力の概念は、この場合には、生産に於いてそれと結びつけられる土地及び資本、状態を一定のものとして、抽象されたものである。しかし尙ほ吾々の場合に、この意味の労働生産力が、その擔當者である労働者を通じて、土地及び資本の状況に依つて、——勿論それ以外の多くの事情に依つても同様に——種々の影響を蒙るものであることを、考慮外に置かうとするものでないことは、注意されねばならぬことである。

更にこのやうに労働生産力を理解すると、右に引用した見解の内に示されてゐる所の、労働生産力から區別せられてゐる労働能率に、それは寧ろ近いものであることが解る。しかし私の場合にも亦、無論それは意味を異にするのであるが、同様に労働生産力は労働能率から正しく區別されねばならないものである。そしてこのことを明かにすることこそ、私の問題の出発点でもあるのである。

(註一) 高橋誠一郎先生著 經濟原論 昭和十四年 一二二頁

## 二

労働生産性、或は労働生産力を以つて、前節に述べたやうに理解すると、——労働生産力に關しては、労働者各

人若しくは労働者集團の労働生産力と、一國の労働生産力とが區別せられることは勿論であるが、これは後に明かにすることとして、此處では先づ前者から問題を取り擧げに行かう。——それは當然直ちに労働能率の概念と同一視せられさうである。特に労働能率の問題を論じて來たもの、側に於いて、從來この同一視の傾向が大きかつたやうである。其處で私は先づこの労働能率の問題から考察を始めて見よう。

労働能率の大小が労働所産の量及び質に就いて考へられてゐることはいふまでもないことであつて、資本主義的には、労働能率の最大化が労働に就いて個別經濟の期待する最高のものであること、亦、今更ら説くまでもないことである。しかし労働能率の増進は労働費、従つてまた生産費の減少のために意圖せられるものであつて、それ自體としては未だ私經濟的な意義を持つてはゐない。私經濟的には勿論労働費の大小が問題である。其處で先づ個別經濟に就いて求められる所は低賃銀であり、それと同じ意味に於いて、長労働時間である。かくて人間の労働に對するこの個別經濟の私經濟的期待が工場制度發展の初期に於いては、何れの國に於いても、賃銀とそして一般的には利潤の計算を基礎にして、婦人労働者の酷使と青少年労働者の虐使を惹き起し、また一般成年労働者に對しても、労働力の早期磨滅を殆んど意としないやうな状態を露呈したことは、經濟史が既に吾々に教へる所である。しかし労働力のこのやうな使用の状態は、資本主義的發展と共に漸次一步／＼改善せらるゝに至つた。それは労働力を早期に磨滅し、労働力再生産の状態を悪化することが、結局一國經濟の發展の基礎を危くするものでもあつたからである。そしてこのことは發生史的には人道主義、博愛主義の見地から、また時に軍事上の理由から——この點に就

いては英國に於いても、ドイツにあつても、更らに吾國の場合にも同様である——社會政策に於ける労働者保護政策の出現を可能ならしめ、またこの理由のために、個別經濟のこれに對する多少の不本意と反對を見たにも拘らず、漸次それは發展せしめられ、一般化せられて來た。しかもこの労働者保護政策の發展は、總て次ぎのやうな認識と努力とを確立せしめるに至つてゐる。即ち先づ、労働條件、作業状況の改善、換言すれば、過長労働時間の短縮、労働賃銀の増大、保健衛生設備の配慮等は必ずしも労働能率を低下するものではなく、従つてそれ等は常に直ちに労働費の増大を意味するものではないといふ見解がこれである。そしてこの種の見解は單に學者がこれを支持した許りではなく、また企業家の多くの人達に依つて、經驗上確認せられた所であつた(註二)。このやうにして労働者保護政策は茲に至つて初めて、生産政策としての意義を與へられたと見ることが出来る。しかしそれと同時に、更らに吾々が此處で認めて置かなければならないことは、次ぎの一事である。即ち、労働條件の改善、作業状況の改善等は共に常に生産に於ける労働費を必ずしも増大せしめるものではないにしても、尙ほ有ゆる場合にその好果が期待せられるものではないし、更らに一方ではそれ等の諸條件の改善の要求が一步も、二歩も進められる傾向もあり、他方では個別經濟の對内的、また對外的競争の條件も當然考慮せられ、これ等の事情に堪へ得るためには、色々な方策が考へられ、實現せられたのであつた。しかしその内生産過程に就いてこれを見れば、個別經濟は此處に一方では生産過程の技術的改良を實施するか、他方では人間の使用を更らに合理化し、科學化することに依つて、労働能率を一層増進せしめるか、この二つの途だけが可能であつた、そして所謂労働能率増進問題が一般に喧傳せられ

るやうになつたのは、このやうな事情を背景にしてゐたといつていい。

このやうにして、資本主義的經營に於ける、労働に對する要求としての労働能率の増進は、その初期に於ける労働力の *Randall* の状態から離れて、一方では労働者保護政策の發展と共に、他方では經營内に於ける労働能率に關する所謂科學的研究の發達に伴つて、益々労働力を合理的に利用することこそが、その能率を眞に増大し得る所以であることが略々確認せられるに至つたのである。そして吾々は、その具體的方策の如何を暫らく問題外として、労働力の合理的利用に基づく労働能率の増進を以つて、労働生産力増大の一つの指標であることを、先づ此處に認めて置かなければならぬ。しかしこれと同時に、吾々は労働の生産力と労働能率とが全く同一のものであると、此處で早斷することは許されない。労働生産力は労働能率以上のものを意味してゐる。蓋し労働者保護といひ、労働力の合理的利用といふも、それは同時に二つの事實を結果として持つて居り、その一つが労働能率の合理的な増進であるに過ぎないからである。そして他の一つの結果は何であるか？それはいふまでもなく、労働力の健全な保持である。——労働力の健全なる保持と労働能率の合理的な増進とが、同時に現はれることは、健全なる労働者こそ持続的にその日々の労働能率を高度に保ち得る、といふ理由から容易に理解し得られる所である——既に初期の労働者保護政策が意圖してゐたやうに、個々の經濟のためではなく、一國の經濟生産の基礎を確保し、その經濟的發展の條件を創り出すために、労働力の健全な保持が重要な意義を持たねばならなかつた。そしてこれを個々の労働者に就いて見れば、その労働力を早期に磨滅して了ふよりは、長期間に渡つてこれを健全に保持し得ることは、勞

働者各人の利益であり、そしてこのことを實現することは労働者を保護することであるが、同時にそれは國民經濟的に重要な意義を持つてゐる。そして労働生産力といふ概念は、この國民經濟的意義に於いて、労働力の合理的な利用が結果する所の、労働能率と労働力の保持といふ二つの内容を、同時に含むものとして成立する。これに對して労働能率の問題は、それが労働力の健全なる保持と結びついて、初めて國民經濟的意義を持ち得るものであつて、従つて個別經濟に於ける合理的な労働力利用が、この二つの結果を完全に齎らし得る限り、吾々は其處に労働生産力の増進を期待し得る譯けである。しかし個別經濟が資本主義的に本來意圖する所は、労働能率の増進であり、このために多少とも合理的に、労働力を利用することが却つて有利であり、そしてこの結果として、國民經濟的に寧ろ重要である労働の健全な保持が現はれても、これは必ずしも私經濟的に本來目的とせられたものではなく、唯だ僅かにそれは意圖せられざる結果であるに過ぎない。従つて労働能率概念はそれ自體としては、寧ろ純粹に私經濟的概念であるに過ぎない。

労働能率と労働生産力とは、概念上先づ右の如く區別せられることが必要である。そして労働者保護政策こそ労働生産力の増進を眞によく、吾々をして期待せしめるものであることが、第一に認められねばならない。しかもまた吾々は、本來は労働能率の増進を目的とする私經濟的努力が、多少とも労働力の合理的利用を企圖することに依つて、同時に労働力の健全な保持に幾分役立つとすれば、此處にも労働生産力の増大が結果として現はれて來ることのあるのを、公平に認めねばならぬであらう。しかし此處で吾々はまた、本來目的とせられる労働能率の増進の

ための、労働力の合理的利用が、資本主義の下に於ける個別経済の有ゆる場合に、企圖せられるものであるといふやうに樂觀することを許されない。蓋し労働者は社会的には既に自由獨立の存在であると考へられ、彼等の生活は彼等の自由と責任に任されて居り、原則としては雇主は彼等の生活に對して何等の責任をも負ふものでないからである。そして労働者は日々その労働力を、宛かも商品の如く、雇主の利用に任せることに依つてのみ、彼及び彼の家族の生活を支へることが出来るものであり、労働力の性質上その賣止めは彼の生活の犠牲に於いてのみ可能であり、これに對して雇主は國家の労働者保護政策の限界内に於いて、労働費及び生産費の低減のために、如何に労働力利用の合理的考慮を欠いても、人は彼を責むべき理由を見出し得ないのである。即ち、労働能進の増進はそれ自體として意圖せられるものではなく、常に労働費、また生産費の低減のために期待せられる所であつて、労働力の合理的利用に基づく多少の労働費及び生産費の増加は、能率増進に依つて聽てそれが相殺せられ得ることが確認せられるとしても、その以前に、先づ低賃銀が選ばれ、また労働時間の延長が安價に要望せられる傾向のあることを認めねばならない。そしてこのやうな状態が存する限り、それだけ強く、吾々は労働者保護政策の發展とその一般化を、労働生産力發展のために、期待すべきものであらう。

さて、労働者保護政策に於いて労働力の早期磨滅を防止し、労働力の再生産を確保することは、より具體的にいへば、如何にして行はれるか。先づそれは生産過程に於いて、労働者の往々惹き起し、またそれに陥ることのある災害、疾病、死亡に關する肉體的保護を目的とする諸種の方策施設として存する。しかしまた單にそれ許りでなく、更らに労働者の精神的、道徳的發展を阻害し、またその廢退を防止する諸方策も亦、労働者保護の重要な意義を持つものである。蓋し人間は單に肉體的な存在ではないし、労働も亦人間の盲目的肉體的活動であり得ない以上、労働者の肉體と精神の兩面の保護を意圖することが、労働力保持の重要な要件であるからである。このやうに、吾々は先づ生産過程に於ける労働者の肉體と精神の再面の保護の重要を認めねばならないのであるが、しかしまた單にそれ許りでなく、更らに吾々は工場外に於ける労働者の私生活を中心とする部面に於いても亦、右の二つの點に關して、同様の労働者保護政策の可能とその重要性を忘れてはならない。いふまでもなく、人間としての労働者は工場内外に於いて、全くの別人ではあり得ないからである。かくて從來からの労働者保護政策に就いてこれを見れば、例へば、幼年工に對する最低年齢、職業指導、婦人の深夜業禁止、危険作業に於ける保護労働者の使用禁止、一般に各種労働者に對する労働時間の制限、工場に於ける保健衛生施設、災害及疾病保險等、更らにまた労働賃銀に關する諸政策、労働者住宅政策、工場内外に於ける諸種の労働者教育等々、これを舉指すれば尙ほ種々のものがあるが、これ等は總て多少の程度に於いて、右の意味に於ける労働力の保持に對する重要な意義を持ち、更らに同時にそれ等はまた労働能率の合理的な増進にも役立つ。

更らに此處で個別經濟に於ける私經濟的労働能率増進策の具體的なものを一瞥して置かう。即ち個々の經營に於いて發展せしめられて來た所の労働力の合理的利用方法であつて、元來労働能率の増進のために行はれて來たものとして、例へば、労働力の合理的配置を目的とする労働者の選擇方法、作業教育、労働疲勞の減少を目的とする作

業条件並に作業環境諸条件の適性化、等々の諸方法は、確かにまた二次的には労働力の保持に影響するものである。更らにこれ等のもの以外の経営福利施設の種々のものに就いても亦同様である。唯だしかし一般に福利施設の場合には、それは直接労働能率の増進を意圖したものであるといふよりは、寧ろ労働力保持により重要な關係を持つてゐると考へられねばならない。しかしこの種の福利施設は、それに對する雇主側の動機の如何を問はず、經營の私經濟的利益に對して尙ほ「引き合ふ」ものであると見做されてゐることは、また注目すべきことであらう(註三)。

以上の如くにして、労働生産力に就いては、吾々は一方では労働能率の大小と、他方では労働力保持の状態とを併せて考慮しなければならない。そして労働能率の大小は、既に周知の如く、一定の時間——一時間、一労働日、一週等——を基準として、労働所産の質及び量に就いて明確に測定せられ得る。これに對して、労働力保持の状態は如何にして容觀的にこれを確め得るか。それはいふまでもなく、過勞、災害、疾病、死亡に依る労働者の不具化、労働能力の著しい低減と不能化、換言すれば労働力の早期磨滅のこれ等の現象の裡に、労働力保持の望ましからざる姿を認めることが出来る譯けである。しかしこの望しからざる状態とは反對に、更らに吾々は此處に労働者が相當長期間に残つて、常に身心共に健全なる状態に於いて、労働に従事し続けることが出来るといふ状態を想定することが出来る。しかしこのやうな状態は人間の一生を通じて可能であるのではなく、其處には肉體的にも亦精神的にも、一定の限界がある、即ち、早年期に就いていへば、十五歳乃至二十歳の間に第一の限界があり、更らに老年期に就いて見れば、恐らく五十五歳前後に第二の限界が存するであらう。——尙ほこれ等の二つの限界が社會的諸理

由に影響されることは事實であるが、それは暫らく考慮外に置く——従つてこの二つの限界内に於ける約四十年間、略々労働可能の年限であると見做し得る譯けである。——しかし勿論この生産可能の年限内にあつて、體力に相當の變化の見られるのは寧ろ自然の状態である。そして通常二十五歳から三十五歳の間にその最高限が存すると考へられてゐる。またこの體力の自然的消長と共に、各労働者が最初から同一種の労働に従事し続け得るものではないことも認められねばならぬ。そしてそれは労働者にもより、また労働の種類にもよることは勿論である。——大體このやうに労働可能の年限を考へることが出来るとすれば、労働力保持の目標とする所は、身心共に健全なる労働力を以つてこの年限を擴充することにあるといふであらう。そして反對に、労働力の早期磨滅は、この労働可能の年限が労働者の不具化、労働力の不自然なる低減に依つて、充分擴充せられることなく、更らに死亡、或は労働不能に依つて短縮せられる場合であること、しかもこれが労働者保護の不充分に起因するものであることは、此處ではもはやこれ以上に説く必要もなからう。かくて労働者の労働生産力、或は労働性の大小は、その労働可能の年限の長短と労働能率の大小の二つの事情、といふよりは寧ろこの兩者の結合状態に應ずるものである、といふことが出来るよう。

此處で吾々は一步を進めて、一國の労働生産力に就いて考へて見る必要がある。そしてこの場合に先づ考慮すべき事情は、一國労働人口の大小であつて、私はこれを先きに述べた労働の生産性の大小と結び合はすことに依つて、一國の労働生産力の状態を適當に考へることが出来ると思ふ。即ち一國の労働生産力の大小(P)は、その全勞

働人口(B)と、労働者各人に於ける労働可能の年限の長短(L)、及びその労働能率の大小(E)の三つの事情に相應するものである。そして一定の時限に就いてこれを見れば、BとEの積に依つて、その大きさが測られよう。(P=BE)またそれは長期に渡つて見れば、LとEの積に比例するといふやうに、見ることも出来るであらう。かくてこのB、L、Eの三つの状態の各々に影響する諸事情は、一國の労働生産力に影響を持つものとして、先づ吾々の注意しなければならないものである。

凡そ一國の労働生産力の大小は、右に述べたやうな状態にあるものとして、これを考へることが出来る。しかしそれは素より極く概括的な状態を示すに過ぎないものであつて、此處に私は今少しくこの概括的に考へられた状態を、具體的な種々の場合を考慮することに依つて、補正して見たいと思ふ。

先づ吾々が實際の問題としてこれを見れば、労働力が實際に行使せられてゐる状態に重點を置かねばならないであらう。労働者が現實の労働から、その理由の如何を問はず、離れてゐることは、それだけ労働生産力が失はれてゐると同様である。——しかし労働力保持の見地からは、過長労働時間が短縮せられ、また適當の休日が存するところが必要であつて、従つて有ゆる場合に労働者が労働から離れてゐることが無意義であるといふのではない。——従つて先きに擧げた労働可能の年限は、より現實的には、労働者がその労働から離れてゐる期間を差引いたものとして、現實に労働に従事する期間として考へられねばならない。そして労働者が現實に労働から離れてゐる場合としては、定時及び臨時の休日休暇、欠勤(A)、争議(S)、失業(U)等の事情が考へられ、また労働移動に伴つて多

少の日數(W)が失はれることも考慮されねばならない。今假りに定時及び臨時の休日休暇——これが労働力保持上必要なものであることはいふまでもない——を差引いて、一年に凡そ三百日の適當な労働機會が各労働者に與へられてゐると考へると、労働者各人がその生涯を通じて労働に従事する日數(T)は、次ぎの如くである。 $T=300L-(A+S+U+W)$ 従つて労働生産力に關する吾々の問題に於いては、労働者各人に就いてH・Eの状態を考慮すること、そしてこの積を大ならしめるやう配慮すべきものであることはいふまでもない。

更らに右の事情と關聯して、吾々が一日の労働時間に就いても亦同様に考慮すべきものがある。先づ一日の労働時間に就いては、其處に生理的限界のあることを擧げねばならない。そしてこの生理的限界内に於いて、從來の研究を考慮すれば、労働力の保持と労働能率の二つの觀點から同時に、一定の最適労働時間の存在が考へられて來てゐる。註四。従つてこの場合には、單純に労働時間の長いことを以つて、直ちに労働生産力の觀點から望ましいものであるとは斷じ得ない。寧ろ吾々の立場からは、常に過長労働時間に對して充分に警戒を必要とする。唯だ勞務管理上、労働者の遅刻及び早退といふやうな事實は、此處に適當に考慮せられていふことである。また労働時間に最適限が考へられると同様に、休日に就いても亦最適なるものゝ存在を考へることが出来るであらう。ソヴェートのやうに、五日就業一日休業が、——この制度は本年六月末以來改められ、一週七日制に復したやうである。(財政經濟時報 九月號 六二頁 參考)——一般に歐米諸國の如く、六日労働一日休息といふ一週七日制か、從來から吾國に比較的その例の多い一ヶ月に二日の休日か、或はまた一ヶ月に三日の休日を置くか、その何れが最適のもの



であるか。これは確かに甚だ興味ある問題である。このやうにして、労働生産力の問題から、労働力の最も合理的な利用方法として、最適労働時間及び最適労働日数が現実的、科学的に決定せられることが望ましいのである。しかしこれ等の問題に關しては、吾々の科学的知識は必ずしも未だ問題を充分解決するに至つてはゐない。特に吾國の場合には、労働時間の問題にしても、休日制の問題にしても、それは多分に慣習的に解決され、また高々他を模倣する程度に過ぎないのである。従つて私は此處では單に問題のあり場所を示すだけに止めねばならぬであらう。

最後に、労働力の早期磨滅に就いて再び問題を拾つて見よう。労働力の早期磨滅を防止することは確かに二つの問題を含んでゐる。それは一方に於いては、労働者各人に就いて労働可能の年限の短縮を防止することを、意味するものであることは明かであるが、また他方に於いては、同時に労働能率を長期に渡つて高度に保つたための基礎條件を確保することを意味してゐる、そしてこの限りに於いては、労働力保持の問題と労働能率の問題とは、既に述べたやうに明かに矛盾しないものである。しかし吾々はこの二つの問題が矛盾することなく、相容れるものであると考へ得るのは、労働力保護の諸方策を基底として、その上に労働能率の問題を考へる場合である。これに對して、吾々が若し労働能率の大小に主點を置いてゐる實際諸方策を考慮する場合には、常に必ずしも右のやうな樂觀は許されない。即ち労働能率を最大化することを直接の目的とする場合には、往々にして労働力保護の諸方策の効果を超へて、過勞に基因する災害及び疾病の發生を容易に惹起するに至る傾向のあることを、認めて置かねばならないからである。私は凡そこのやうな意味に於いて、從來機會ある毎に、所謂労働能率増進問題に對して警告を發して

來たのである。そしてこのやうな危険は、先きに述べた個別經濟に於ける合理的な労働力利用の無視の危険と同様に、先づ個々の經營の私經濟的努力に就いて考へられねばならない。しかしまたこれは單に經營の私經濟的考慮のみ結びついてゐるのではなく、例へば、今日の吾國の場合のやうに、産業の戰時體制下に於ける非常時要求として、國家的見地から一般に労働能率の増進が切望せられてゐる場合も亦同様である。

凡そ戰爭の經營が交戰國內の生産擴充を要求し、このために労働に就いて見れば、——無論色々な理由が此處に考へられるのであるが——労働能率の最高發揮が労働者各人に就いて要望せられ、これと關聯して從來からの労働力保護の諸方策の發展は少くとも停止せられ、更らにそれは時に改悪せられ、また一般に労働力保護の問題が輕視されようとする傾きがある。しかもこれは單に今日の吾國の場合だけではなく、既に先きの第一次歐洲大戰當時、交戰諸國に於いて見られた事實である。そして英國に例を取つていへば、英國軍需省は一九一五年九月「軍需品工業労働者保健調査委員會」を構成し、戰前に比して著しく改悪せられた労働諸條件の影響を調査せしめ、労働條件の悪化が却つて労働能率の低下を惹起してゐるといふ事實さへ確認したのであつた(註五)。當時に比較すれば、今日の吾々は勿論この種の知見に富んでゐる。そして吾國に於いても今事變の勃發後間もなく、政府は軍需品關係工場を中心にして、労働者の保健衛生諸方策に就いて多大の關心を示したのである。(註六)且つ現在に於ても亦この事情に變りばない。しかし先きにも述べたやうに、その反面に於いて、労働力保護施設が必ずしも萬全なりと見做し得ないやうな状態の下に於いて、政府自ら労働能率の最大化を要望してゐることは、吾々の看過してならない事

實である。

かくて、今日吾々に課せられてゐる生産の大きな任務が、東亞共榮圏の確立、高度國防國家の建設といふはつきりした目標の下に、さう短時日の内には舊態に復し得るものでないし、寧ろ吾々はこの目標の下に擧げて生産力の擴充に努めねばならない運命の下に置かれてゐる。それだけに吾々は各經營の生産額の飛躍的増進、これを労働に就いて見れば、労働能率の躍進といふ當面の課題に對しては、何處までも労働力の保護に先づ重點が置かれねばならないこと、そしてこれを基底にして初めて、労働能率の合理的増進が單に短期間の問題ではなく、長期に渡つてその結果として期待し得られることを認めねばならない。そして此處に吾國經濟の將來の發展に對する、生産の一つの重要な基礎を眞に確保し得る途があり、この意味に於いて労働生産力の増大を目標とする、生産政策としての労働者政策は、今日吾々に取つて最も重要なもの、一つである。

これを要するに、労働の生産力は先づ労働者保護政策——それは單に消極的な意味に於ける保護政策許りではなく、更らに労働力の保持増強といふ積極的な労働力保育政策をも含めて——の發展に依る労働力の保全、更らにいへば、労働可能の年限の擴充を基礎とし、これに基づく合理的な労働能率の増進を通じて、眞によく發展せしめられるといつていい。先きに示した私の公式を以つていへば、 $T \cdot E$ の大きさは先づ $T$ の大きさに重點が置かれねばならない。これに反して $E$ の大小——先づ重點が置かれる場合合には $T$ を小ならしめる危険が多分にあり、假令この場合に $T \cdot E$ の大きさが結局先きの場合に同じになり得るとしても、吾々の労働者政策の立場からは、寧ろ前の場合

を選ぶべきである。蓋し $T$ を縮小することは、總て労働可能の人口を小ならしめ、従つてそれだけ一國の労働生産力の大きさを縮小する傾向を持つからである。

労働生産力に關する以上の見解に對して、尙ほ或は起り得べき疑問に對して豫め答へて置くことは必ずしも無意義ではない。それは次ぎの如くである。即ち、労働力の健全なる保持が労働能率の合理的な増進を可能にし、且つ吾々が労働者政策に於いて、實踐的には労働能率の増進にはなくして、先づ労働力の保持に重點を置くべきものとすれば、吾々が労働生産力を考へる場合に、労働能率を、先きに示して置いたやうに $T \cdot E$ といふやうな形に於いて、考へる必要が何處にあるか。吾々は單に $T$ を考へるだけで充分であるのではないか。これは確かに答ふべき一つの疑問である。

今假りに右の疑問の一つの極限の場合を考へて見れば、吾々は生産労働に従事することなく、専ら身心の健在を維持するために、労働以外の適當な活動に身を委ねることが、その目的を達する最上のもの、やうに思はれる。しかしこの場合は、いふまでもなく、それが既に労働から切り離されてゐる限り、當然吾々の問題とはなり得ない。唯だしかし、それが多少とも吾々の問題に關係する場合は、早年期に於ける、労働生活開始に先きだつ、労働準備期間に於いてのみである。かくて吾々の問題は常に労働を離れては存し得ない。そして労働が本來その所産と關聯せしめられて、初めて生産的に、従つてまた經濟的に有意義のものであることは、吾々も亦當然これを認めねばならない。かくて吾々は労働の考察に於いてその所産の量及び質、従つて労働の能率を考慮外に置くことは、全く不可

能であるといつていゝ譯けである。しかも尙ほ私が労働能率の問題よりも、寧ろ労働可能年限を重視しようとすることは、先きに述べて来たやうに、その反対の場合が持つ多少の危険性のためでもあり、また更らにこれこそ眞に合理的な能率増進を考へ得る途である。そしてこの労働の能率を高度に維持し、同時に労働力を長期間に渡つて健全な状態に於いて保持することが、吾々の向ふべき目標である所の、労働力の保持に於いて達せられる。尙ほ序にいへば、このやうな理想的な状態に於ける労働能率は最大 *Maximum* の能率ではなくして、能率の最適度 *Optimum* であるといふことが出来る。また同様に、この場合の労働力保持の状態を目して、吾々は労働力の最適な、*Optimal* な状態といつてもいい。更らに労働は單獨にではなく、一定の他の生産諸要素との結合に於いて もつと一般的にいへば、人間は一定の諸種の環境諸条件の裡にあつて、労働能率の最適度を發揮し得るものである。従つてこの場合の環境諸条件は正に最適化されてゐるといつていい。先きに私が偶々最適労働時間、また最適労働日數に關説したのは、またこの意味に於いてである。

私が先きに、労働能率の増進に重點を置く場合には、労働力の保持上危険ありと見做したのは、この場合に目標とせられる所が最適度の労働能率ではなくして、最大の労働能率であらうとする傾向の強いことを、實踐的に警戒すべきものであることを意味したに過ぎない。しかし既に此處に労働力の保持、労働能率の増進に就いて、吾々が最適原則を明かにした以上は、吾々が労働者政策に於いて最適度の労働能率の維持を問題にしても、まに労働力の最適なる保持を問題にしても、それは全く同様である。しかし労働生産力の概念から見れば、労働能率と労働力

の保持とは、各々別の事實として其處に含まれてゐるものであることは、いふまでもない。

(註二) これ等の點に就いては、左の拙稿を参照せられたし。

拙稿 前世紀後半の高賃銀論 (本誌 第三十四卷 第一號)

拙稿 八時間労働論と労働時間最適限論の擧頭 (本誌 第三十四卷 第五號)

(註三) 大塚一朗著 工場内福利施設に關する研究 四三頁以後 參考

(註四) 前掲の拙稿「八時間労働論と労働時間最適限論の擧頭」參考

(註五) 協調會譯 工業保健及能率 大正十年 參考

(註六) 今回の事變勃發直後、當時の内務省社會局は、「今次事變に際し軍需品工場に於て相當長時間の残業が繼續的に行はれ、労働者の健康状態の低下、災害増加の傾向あるに鑑み、労働力を維持し、生産能率を増進し、以て生産力の増加及持及を圖る爲、」過長労働時間の抑制、産業災害の防止、労働者の健康の保持のための保健衛生諸施設の促進を實現するため、全國の關係工場主に對して、右の三つの點に關する諸方策の實行せられんことを勸奨したのであつた。労働時報 第十四卷 第十號)そしてこの同じ政府の方針は、その後或は法制化され、また擴大せられて今日に至つてゐる。

三

前節に於いて論じたやうに、労働者政策の目標は労働生産性の増進にあり、且つそれは一國の労働生産力の増大に役立つものである。そして一國の労働生産力の大小は、第一にその労働人口の大小に、第二に、先きに私が示して置いた  $T=300L-(A+S+U+W)$  及び  $T \cdot E$  の式からも明かなやうに、労働者の労働可能の年限、欠勤、争議、失業、労働移動——就職口の變更及び職業の轉換を含む——に、第三に労働者各人の労働能率の大小に、その客觀

的な指標を求めることが出来る。

一國の労働生産力に關する客觀的指標が右の如く與へられてゐるとすれば、吾々は先づこれ等の事情の發生、成立を科學的に理解することから始めねばならない。そして吾々のこの科學的理解は、同時に労働生産性の増大といふ目標に従つて、方向づけられねばならない。かくして初めて、吾々は實踐的方策の樹立に對する科學的基礎を提供し得ることとなる。

さて、労働生産力に關する右の客觀的諸指標中、吾々は先づその發生に就いて多少趣きを異にするものとして、労働人口、失業、及び労働移動——但しこの場合はその總てのものが此處で問題であるのではない。——に就いて考へて見る必要があるであらう。そして概していへば、これ等の事象は各々一國民經濟の機構上に、その發生の原因を求めらるべきものである。即ち、その時々々の状態に應じて、一國經濟に於ける労働受容力には變化があり、また經濟機構上の變化を通じて、或る部分の労働者は労働移動を餘儀なくせられる。しかもこの經濟機構の變化に依る、このやうな失業者、轉職及び轉業者の發生は寧ろ必然であつて、従つて從來この種の労働者に對する對策は、或は失業者の救濟であり、轉職及び轉業者の補導である。そしてこの形に於いて、此處に労働者保護政策があり、また労働力の適當な保持の問題がある。従つてこの實際對策の問題からいへば、それは先きの指標に依つて示されたものとは、多少意義を異にする部分を含むが、労働力の保護といふ點では、それは充分労働者政策の意義を持つてゐる。尙ほ労働人口に就いていへば、それは現實には經濟機構上一定の限界を與へられてゐるが、この限界内に於いて

て將來の労働人口のために、その數及び質に關する方策の樹立は、また吾々の場合に重要な一つの問題である。蓋しこの問題は將來の労働人口に就いて、その労働力の保育増強を意圖するものであつて、労働生産性増大の方向に於いて、それは他の労働者保護政策と同じ意義を持つからである。しかしこの問題は必ずしも單に將來の労働者に對する許りではなく、更らに一般化せられ、量及び質に關する所謂人口政策として現はれてゐる。従つて労働者政策としては、それは寧ろ、その問題の重要性にも拘らず、副次的なものであり、従つて労働者政策は現實の労働者——勿論、失業者、轉職者を含めて——を中心に展開せられ得るものであるとも見られる。

かくて労働者政策の立場から、労働生産性の客觀的指標として殘された重要なものは、一方では労働可能な年限、欠勤、争議、労働移動——この一部分は右にこれを論じたので、此處ではこの部分を除いたものに就いて考へることはいふまでもなからう——であり、他方では労働の能率である。そしてこれ等の事象は共に、労働者保護の状態の如何を反映してゐると見ることが出来る。但しその内労働争議及び労働移動、更らに労働者の勤怠の度を表明するものとしての欠勤は、労働者各人、若しくは労働者集團の労働に對する主觀的態度の客觀的表現であると考へられるのに對して、労働可能な年限及び労働能率は、單に労働の主觀的態度の如何に關係する許りではなく、労働の客觀的可能性にも關係し、これ等の客觀的表現であると思ふことが出来る。更らに事故欠勤に至つてはもはや説くまでもなく、それは労働力の身體的状況の如何にかゝつてゐる。そして此處で謂ふ労働の主觀的態度及び労働の客觀的可能性は、共に労働者保護の状態の如何、更らに一般的にいへば、労働者の生活状況の如何を反映してゐるも

のである。

このやうに考へて來ると、更らに一步を進めて、吾々は此處で労働に關する一般的、科學的理解を得て置かなければならない。そしてこの労働に關する科學的理解が、労働者政策の科學的基礎を提供するものである。

通常、労働を以つて人間の精神 $\parallel$ 身體的活動であると稱せられ、またある場合には、労働を區別して、精神的勞と肉體的労働とが考へられてゐる。しかしこのやうな見解に就いては、相當の注意が必要である。即ち、その謂ふ精神的労働とは、その労働に於いて機能的、技術的に多く要求せられる所が、人間の知能的活動であるといふことを意味してゐる。これに對して肉體的労働は主として人間の肉體的活動に條件づけられ、知能的活動が要求せられることの比較的少ない場合を指してゐる。しかし吾々は尙ほこれ以外に、労働に就いての主觀的要因の存在を認めなければならぬ。それは時には作業意志ともいはれるやうに、労働に於いて知能的、肉體的活動を左右するものである。私はこの意志的要因を労働の主觀的態度と呼ぶ。従つて普通に精神的労働、肉體的労働といふやうにいはれる場合には、その何れに於いても、労働の主觀的態度の存在が全然考へられてゐないのであるが、労働の種類如何を問はず、この主觀的要因が労働に關して最も重要な意義を持つてゐるものであることは、それが労働生産性の客觀的指標の多くのもの $\parallel$ 裡に表現せられてゐるといふ、私の先きの叙述からも明かであらう。また一般的に吾々は、人間の労働がこの主觀的要因を基軸として行はれるものである、といつていゝのである。

リツプマンは彼の労働科學に關する基礎的見解の内に、作業力(Leistungsbereitschaft)の成因として、作業可能性(Leistungsfähigkeit)と作業自意(Intendierte Selbstbeanspruchung)とを挙げ、前者を客觀的作業力、後者を主觀的作業力と呼んでゐるのであるが、尙ほその客觀的作業力である作業可能性が、生理的エネルギーと心理的エネルギーからなると考へてゐる。(註七)そして此處で謂ふ心理的エネルギーは意志的作用を除く、例へば記憶、注意等の精神作用に就いて考へられてゐる。私は彼のこの見解に做つて、次ぎの如くいひたい。即ち、労働は主觀的可能性と客觀的可能性に基づき、更らにその客觀的可能性は知能的並に身體的特性に依つて條件づけられる。そしてこれによつて、私は労働の人間の構造と呼ぶこと $\parallel$ したい。かくて吾々は、労働の生産性はこの労働の人間の構造の態様の如何に係つてゐる、と見ることが出来る。

しかし労働は常に一定の客體的、若しくは一般に、一定の環境諸條件の裡に行はれるものであつて、しかもこの環境諸條件は労働の人間の構造に對して常に多少の意義を持つてゐる。従つて吾々は、労働生産性が労働の人間の構造の如何に因るといふ見解を多少補正して、労働生産性は労働者とその労働生活環境との關聯狀態の如何に因ると、いつていゝ。そしてこの意味に於いては、労働の人間の構造は労働生産性の主體的、或は直接的要因であり、労働生活環境はその客體的、或は間接的要因である、といふやうにも見ることが出来るであらう。かくてまた吾々は、吾々の場合の労働生産性の客觀的指標が、労働者とその労働生活環境の一定の關聯構造の上に現はれた人間の事象である、といふことも出来る譯である。

此處で、私は労働生産性の主體的、及び客體的要因に就いて、今少しく事情を明かにして置きたいと思ふ。

先づ問題は、労働生産性の主體的要因、即ち労働の人間の構造の態様如何であるが、それは常に單純な性質のものではない。吾々は分析的、一般的に、この労働の人間の構造を労働の主觀的可能性とその客觀的可能性とに分解したが、リップマンの意見に従へば、兩者は別に *unabhängig voneinander* 變化するものであると見られる。(註八) 吾々も亦一應はこのことを認めねばならない。そして卑近な例を以つていへば、精神的疲勞(疲勞感)が肉體的疲勞と相伴ふものでなし、また一日の作業の終末に於いて、疲勞の増大にも拘らず、作業意志の高揚を見ること、これ等の産業心理學上の見解が、このことを裏づける一つの理由でもある。しかしまた反對に吾々は、健全なる身體に健全なる精神宿るといはれるやうに、肉體的状态が主觀的状态に對して結局多少の影響を持つ場合のあることを、否定することが出来ないであらう。更らに労働の主觀的可能性、即ち労働の主觀的態度に就いていへば、私は此處に二つのものを區別することが出来るかと考へる。一つは労働に對する主觀的態度であつて、他の一つは労働に於ける主觀的態度である。前者は労働に従事する前、自己の労働に對して持つ主觀的態度であり、後者は労働に従事しつゝある間の主觀的態度である。尙ほ場合に依つては、この時間的區別に應じて、更らに吾々は、一日の労働を終了した後には於ける、労働者の既に終へた彼の労働に對する主觀的狀態を、此處に擧げてまいらう。そして時間的に區別せられたこれ等の主觀的狀態は、勿論互に相關聯するものではあるが、各々別に重要な意義を持つてゐる。即ち先きに示した労働生産性の客觀的指標に就いていへば、労働争議は労働に對する主觀的態度の表明であつて、労働の能率は労働に於ける主觀的態度の客觀的表現でもある。しかし労働争議、或は労働移動、更らに欠勤といふやうな

事實から離れて、通常労働の主觀的態度が問題とせられるのは、労働に於ける主觀的態度である。そしてこの労働に於ける主觀的態度に就いて、私は此處に次ぎの一事を附言して置きたい。労働に於ける主觀的態度は常に労働者の意識の表面に現はれてゐるものではない。それはある習慣的な労働状態の下に於いては、寧ろ意識下に沈澱してゐる。そしてこれが普通の状態である。従つて労働能率の増進のために、作業意思を絶へず強化しようと努めることは、短時日の労働に就いては別であるが、一般にその期待通りには行かない。アツベは彼の労働時間短縮の經驗に於いて、労働者の作業意志が労働者の意識の表面に現はれてゐることが、比較的短期間であつたことを報じてゐる。(註九) それ故に吾々の問題は寧ろ意識下に沈澱してゐる。従つて労働者には意識することなく過される主觀的態度の如何に、より重要な關聯を持つてゐるといつていふ。(註一〇)

次ぎに、労働の客觀的可能性の特性に就いて些か考へて見よう。労働の客觀的可能性は知能的精神能力と肉體力とから成つてゐると考へられるが、この各々を基底とする知能的作用と肉體的活动とは、労働に於いては常に密接に結合せられてゐる。先きに私は精神的労働と肉體的労働といふ區別を擧げて例としたが、この兩者は純粹な形態に於いては、吾々はこれ等を現實の労働の内に求めることは殆んど不可能に近い。如何なる種類の労働も多少の程度に於いて、知能的作用と肉體的活动とを同時に要求することに依つて、成立してゐるといつていふ。従つて嚴密にいへば労働を右のやうに區別することは、素より適當のことではない。更らに此處に擧示すべき客觀的可能性の一般的特性としては、既に廣く知られてゐるやうに、日々の労働に於いて、一定の生理的な限界があるといふこと、

更らに、労働の繼續が必然的に疲労の増大を伴ふといふことであるが、また知能的作用もこの生理的疲労と共に鈍化する事は、吾々の日常の経験に於いても明かであらう。尙ほ疲労に就いては、部分的疲労（手、腕、或は脚といふやうに労働に於いて繰り返し活動せしめられる身體の一部に於ける疲労）と全部的疲労、即ち全身の疲労とが區別せられるけれど、兩者の關聯に就いては未だ問題が充分明瞭にされてゐないやうである。唯だ部分的疲労が或る程度を超すと、總てそれが全部的疲労に轉化する傾向だけは、認められるやうである。また労働の能率に對して疲労とは反對的效果を持つものとして、吾々は此處に練習の効果を擧げることが出来るであらう。それは労働の開始後、労働の経験と共に漸次現はれて來るものであつて、これは單に身體的活動のみならず、それと結びつく知能的作用を含めた、謂はゞ労働の客觀的可能性の、労働の順路、目的、及び労働生活環境への一つの順應現象であると考へられる。

以上甚だ簡單ではあるが、労働の人間の構造を形成する労働の主觀的並に客觀的可能性に關する、一般的特性と見做されるものを述べた。しかし尙ほリツプマンの見解に従へば、作業力——私の場合でいへば、労働の人間の構造、或は労働生産性の主體的要因——は、先きに引用したやうに、作業可能性と作業自意とから成ると考へられてゐるのであるが、彼はまた別に、この二つの成因と互に交錯するものとして、作業力には一時性と持續性の二つの要素を考へ得るといふ。「一時性作業力(Leistungsdisposition, dispositionelle Leistungsbereitschaft)とは、作業力の急性的動搖と相違、例へば、「僕は今日は昨日よりも仕事がしよい」といふ場合の變化を示すものであつて、持續性作業力(Leistungskonstitution, konstitutionelle Leistungsbereitschaft)とは、寧ろ作業力の慢性的變化と相違を示すものである。例へば、AはBよりも概して作業力が大きい」といふ場合が、それである。そしてこの持續性作業力は、更らに狹義の持續性作業力としての遺傳的作業力と、後天的な修得的作業力(Leistungskondition)との二つに區別せられる。またこの持續性作業力に對する諸種の決定要因——これは私の場合でいへば、大體労働生産性の客體的要因中に考へられる、生活環境諸條件である——の影響の結果として現はれて來るものを、作業慣性(Leistungsgewohnheit)と呼んでゐる。この作業慣性に於いては、作業自意が特別に働きかけることのない、作業可能性と作業自意との間のある均衡的狀態が豫想せられてゐる。そしてこの作業慣性は、また持續性作業力を變化せしめる決定要因——環境諸條件——と相伴つて、漸次且つ労働者自身に意識せられることなく、變化するものである。(註二)

凡そ右のやうなりツプマンの見解は、一面に於いては、大體それ等が單に労働の主觀的可能性に關するものでもなく、また單に労働の客觀的可能性に關するものでもなく、寧ろ兩者の一體的融合狀態としての、労働の人間の構造に關する一般的諸特性を考へたものである、と理解する方が適當のやうにも私には思はれる。しかし他面に於いては、これ等の同じ特性が、労働の主觀的可能性とその客觀的可能性との各々に關しても亦、吾々の認め得る所であらう。そしてこのやうに見ることが寧ろ彼の見解に近いものゝやうである。何れにしても、吾々は彼の與へた諸特性を、一方では労働の主觀的可能性とその客觀的可能性に就いて、他方ではこの兩者の一體的融合狀態としての労働の人間の構造に關して、これを認めることが出来る。そしてこれ等の諸特性の成立に就いては、右に引用した

彼の見解中からも明かなやうに、其處には遺傳的要因と労働者の過去の生活環境の反映とが考へられてゐるが、私はこの點に關し、また更らに廣く各労働者の過去の經歷——労働者の現在の生活環境であつても、それが既に相當の期間彼の生活を環つて存して居るやうなものをも亦、此處に屬するものとして考へれば——が、彼の持つ労働の人間の構造に類型的特性を與へるものであるといふ見解から、労働者各人に固有な労働の人間の構造の特性の形成を理解するために、凡そ次ぎのやうな諸事情を先づ區別して見ることが出来るであらう。

労働の人間の構造の類型に關する決定要因

- 1、年齢
- 2、性別
- 3、民族別
- 4、家系的類別(労働者、農民、手工業者、中、小商工業者、官公吏、その他)
- 5、出身地(大、中、小都市、農村)
- 6、職業的教養(一般教育、職業教育、就職年齢、勤続年數等)
- 7、居住地及び家庭の狀況

労働者各人に就いての、過去及び現在に至るまでのこれ等の事情は、或は遺傳的、或は後天的、修得的なものとしての、彼の持つ労働の人間の構造の類型的特性の形成に對して、重要な意義を持つてゐる。(註一二)そしてこれ

等の事情は各々、全體としての労働の人間の構造に特徴を與へるものであるが、同時にまたこれ等は各々、労働の主觀的可能性に對し、その客觀的可能性に對して、更らに分析的にいへば、各人の知能的特性及び肉體的特性に對して、同じく重要な意義を持つてゐるものであると解せられるであらう。

労働生産性に關する主體的要因、即ち労働の人間の構造は凡そ右のやうに考へられる。しかしそれだけでは、未だ労働の人間の構造の性質を充分明かになし得たことにはならぬ。即ち先きにも述べたやうに、労働者の生活環境、嚴密にいへば、彼の現在生活環境が、また労働の人間の構造に多少の意義を持つからである。そしてこの意味に於いて、これは正に労働生産性の客體的要因である。従つて吾々は此處にこれをも問題としなければならぬであらう。

私は先きに労働生活環境を以つて、労働生産性の客體的要因であると述べて置いたが、労働の人間の構造に多少の意義を持つものは、單に労働生活環境だけに限られるのではなく、工場内外を問はず、労働者の日々の生活を環る一切の環境條件が、労働生産性に對する客體的要因としての意義を持つものである、と考へねばならない。蓋し労働者は工場の内と外に於いて、全然別個の存在であるのではないからである。しかし此處に意義を持つと考へられる生活環境諸條件は、甚だしく多岐多様である。従つて豫めこれ等を適當に分類することは、多少とも便宜である。かくて私は此處に、労働者の一般的な生活環境を分けて、(1)労働生活環境(或は經營生活環境)、(2)文化的生活環境(經營外生活環境)及び(3)一般社會的生活環境、の三つのものを區別して見よう。そしてその概略を示せば、凡



そ次ぎの如くである。

Ⅰ労働生活環境

- 1、作業場の自然的、物理的状況
  - 一、作業場の空間的、自然科学的諸状態
  - 二、機械及び道具、原料等の状況
- 2、経営の社会的状況
  - 一、労働諸条件
  - 二、人と人の社会的關係
  - 三、諸種の福利施設

Ⅱ文化的生活環境

- 1、家庭生活状況
  - 一、家族の社会的關係及び状態
  - 二、住居 (イ)居住地環境 (ロ)住宅状況
- 2、家庭外生活状況
  - 一、他人との社会的關係
  - 二、社会的、文化的諸設備

Ⅲ一般社会的な生活環境

- 1、一般經濟状態
- 2、法律、政治、外交、軍事

右のやうに環境を分類するとしても、吾々の日々の生活を環つてゐる環境諸条件は、全く多種多様であり、嚴密にいへば、各人は各々多少異つた自然的、物理的、文化的、社会的諸環境条件の内に生活してゐる譯けである。そして右に示した労働者の生活環境の分類は、これに對しては全く概観的なものに過ぎないのである。従つて吾々が労働の人間の構造に關する個別的研究に於いては、その目的に應ずる、更らに詳細な環境分析を必要とすることは、

いふまでもない。しかし個別的、現實的研究ではなく、寧ろ一般論を目的とする本論に於いては、右の概観的環境分類で充分であらう。

さて、私は此處で、このやうに分類せられる環境諸条件の、労働生産性に對して持つ、客體的要因としての意義を多少述べなければならぬ。先づ第一の問題は、労働生活環境と他の生活環境との區別である。即ち、労働そのものに直接結びついてゐる環境と、然らざる環境との區別である。そしてこの種の環境分類は最も普通に行はれる所であつて、労働生活環境が労働に直接結びついてゐるといふ點から、時に人或はこれを他の環境から區別して、特に重視しようとするかも知れないが、環境の持つ意義は有ゆる場合にさう單純ではない。しかし吾々は此處で次ぎのことはこれを認めねばならない。労働者が相當の期間に渡つて同一工場環境の下に労働に従事して來た場合に、彼の持つ労働の人間の構造が一つの慣習的な、定型的な状態に達するといふこと、——先きに示したリップマンの謂ふ、作業慣性の状態が尙ほ一步進んだ場合——そしてこのことは精神的にも、肉體的にも、結局ある種の工場型を持つ人間を形成し、單にそれが彼の労働に於いてのみならず、また彼の工場外の生活に於いても、一定の特徴を認めしめるに至る。そしてこの場合には、勿論吾々は労働生活環境の持つ意義を、實に大きく評價しなければならぬ。しかしこの場合には、此處に考へられた工場環境は、現在環境ではなくして、寧ろ過去環境に屬して居り、従つてこれは、既に先きに擧げた、労働の人間の構造の類型に關する決定要因「中の(6)項目に屬する、一問題である」と見る方が適當である。かくて吾々が問題を現在環境——といつても、昨日は既に過去であるといふ意味では決

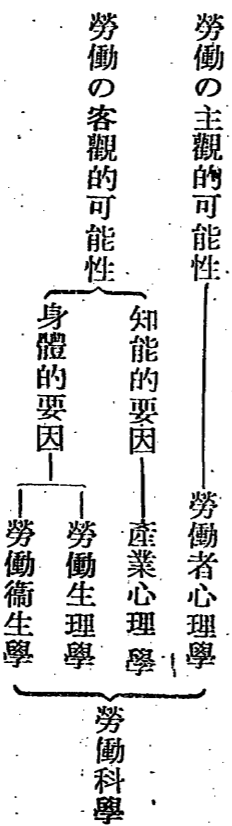
してない。そして環境の意義に關して過去と現在を區別することは、左程容易なことではないが、労働科學的、或は生活環境學的に個々の場合に就いて、これを決定することは不可能ではない。先きに示した慣性的状態はその一つの標識である。——に限つて見れば、労働生活環境のみが労働の人間の構造に對して直接的意義を持つ、といふやうに考へることは寧ろ避けられねばならない。そして吾々は、此處に有ゆる種類の環境條件の持つ意義を、正當に評價しなければならぬこととなる。かくてまた労働者政策の實踐が、單に労働生活環境だけに限られてならない理由も、自ら明かとなるであらう。

更らに、一般的にいつて、個々の環境條件が、労働生産性に對する客體的要因として持つ所の意義に於いて、各各多少とも異なるものであることはいふまでもないが、また同一環境條件が、労働の人間の構造の各構成要因に對して持つ意義も、多少異なるものであることを認めねばならない。其處で、後に述べるやうに、労働の人間の構造の各構成要因に關して、個々の労働科學的研究が、一應獨立の形態に於いて成立する可能性が此處にあり、そしてその各々の研究に於いて、環境の分類はまた別に行はねばならないのは當然である。(註一三)

以上概観したやうに、労働生産性は労働の人間の構造の態様の如何にかゝつてゐる。そしてこの人間の構造は、これを各労働者に就いて見れば、一方では遺傳的基礎に於いて、他方では彼の過去の生活狀況の如何に従ひ、また現在の生活環境の如何に應じて、種々の變容を示すものであつて、その間の事情は必ずしも單純ではない。それだけに、吾々は労働生産性増大のための労働者政策の發展のために、これに關する科學的研究の發展を益々期待しな

ればならない。そしてこの科學的研究こそ労働者政策の科學的基礎を提供するものであつて、これが労働科學と呼ばれていゝものである。此處で私は簡単に、この科學的研究に就いて、尙ほ多少のことを述べて置く必要がある。

先きに指摘したやうに、同一の環境條件が、労働の人間の構造の各構成要因に對して、同様の意義を持つてゐないといふ點から、また労働の主觀的可能性と客觀的可能性とが、一應別個に變化し得るものであるといふ點から見ても、先づ吾々はこの構成要因の各々に就いて、一方では遺傳學的研究を、他方では環境學的研究を行ふことが必要である。そしてこの遺傳學的研究と環境學的研究とを含み、労働の人間の構造の構成要因の各々に就いて成立する科學分野は、これを現在の科學的努力に就いて見れば、凡そ次ぎの如くである。即ち、



しかし右に示した各科學分野は、現在までに發展せしめられて來たものを、寧ろ此處に當嵌めたに過ぎないのであつて、その各々の科學的研究に於いて、遺傳學的並に環境學的研究が、研究者に取つて吾々の意味に於いて充分自覺せられて行はれて來てゐるとはいへない。従つてこれ等の諸研究部門は、今後、労働者政策の基礎科學的研究であるといふ自覺の下に、更らに理想的な形態に於いて發展せしめられねばならないものである。尙ほ労働科學と

いふのは、右に明かなやうに、これ等の獨立科學部門に對する綜合的名稱である。しかしこれ等の科學部門の各々の研究對象である、労働の人間の構造の各構成要因は、そのみにて現實の労働を可能ならしめてゐるのではなく、従つて現實の労働を實踐的に重視しなければならぬ吾々の立場からは、これ等の科學部門の協働と綜合が望まれねばならない。そしてこの綜合の形態に於いて、それは眞によく労働者政策の科學的基礎たり得るものである。この意味に於いて、労働科學は右の個別的獨立諸科學に對する、單なる綜合的名稱に止まるのではなく、充分の現實的足場を持つてゐるといはねばならない。そしてまたこの意味に於いて、吾々は労働者學が労働者政策を基礎づけるといふことが出来るし、また労働科學的實踐が労働者政策であるといふことも出来る譯けである。

以上を以つて、尙ほ不充分の點もあるが、労働者政策の科學的基礎に關する一般の見解を論述し得た譯けであるが、更らに労働科學の理解に就いて、多少附言して置くことが、必ずしも無益ではなからう。

右の如く、労働科學に屬する個々の科學部門は、現實の労働に對する實踐的立場に於いて、結局綜合化されねばならないのであるが、一應それは獨立の實踐的科學として發展して來たし、また發展して行くべきである。そしてこのことに對する科學的理由に就いては、既に私はこれを述べた。しかしそれは何處までも實踐的には綜合化せられることを前提にしてゐあつて、従つてこれ等の各科學的研究は、それ自體としては各々、實踐的には比較的無力である。其處で現實労働に對する實踐的立場に重點を置き、且つまた現實の労働が社會的人間の精神 $\parallel$ 身體的活動として寧ろ一體的、全體的事象であるといふ見地から、それ自身が一つの獨立科學であるといふ意味に於いて、別

に労働科學の存在を主張しようとするものがある。しかし後に述べるやうに、労働者政策の實踐の中心が労働者の生活環境に對する人爲的調整にあることから見れば、そして調整せらるべき環境諸條件が常に必ずしも全體的な労働の人間の構造に對して意義を持つてゐるとは限らず、——勿論この點を否定し得ないのであるが——先づその構造要因の個々のものに對して、各々異つた意義を持つてゐるとすれば、このやうな労働科學の樹立が科學的に何處まで可能であるか、また實踐的に何の程度の有効なる労働者政策を基礎づけ得るか、幾分疑問だといはねばならない。そしてこの種の労働科學樹立の努力を舉げれば、例へば、リップマンの労働科學が半ばこの意味を持つて居り、更らに吾國では、淡路圓治郎氏の「産業動作學」がそれである。(註一四)リップマンの労働科學が半ば右の意味を持つてゐるといふのは、次ぎのやうに解せられるからである。彼は労働の人間の構造に關する優れた見解を擧つてゐるにも拘らず、現實の労働生産性に就いて、即ち諸種の労働生産性の客觀的指標に就いて、——例へば讀者は此處に労働能率の大小を頭に置いて見よ——一々明確に、労働の主觀的可能性と客觀的可能性の効果を區別して知ることが困難であり、そして謂はゞ現實の労働は主觀的並に客觀的可能性の一體的發現形態であるといふ見解に主として、彼の労働科學の成立の基礎を求めて居る。そしてそれ故に同時に彼は、彼の労働科學が實踐的科學としての性質に於いて、寧ろ現實労働に對する實踐から一步後退してゐる。これは寧ろ當然であつて、更らにこのために彼は産業心理學、労働生理學、労働衛生學等の實踐科學的研究を、更らに重要視しなければならなかつた。(註一五)これに對して淡路氏の「産業動作學」は、リップマンと略々同じ立場にあり乍ら、尙ほ彼とは異つて、氏は同時に産業

動作學の現實労働に對する實踐的意義を重要視しようとするやうであつて、私の見る所では、この種科學的努力は謂はゞ科學的足場が不充分であり、従つて産業動作學の成立は疑はしいといはねばならない。そして氏に於いてはこの産業動作學の樹立の主張の存するにも拘らず、事實氏の科學的論述の内容を見ると、労働に關する社會學、經濟學、經營學、心理學、醫學等に於いて各個別的に基礎づけられた、實踐的諸見解を羅列集大成するといふ方法が採用されてゐる。しかもこのことは、氏の企圖する産業動作學から見れば、些か吾々に取つては、期待はづれであるであらう。尙ほ序に氏のこの科學的努力に對して、もう一つ吾々の批評を此處に加へて置かう。氏の産業動作學は實踐的には經營政策に結びつくものであり、従つて労働生活環境の調整に主點が置かれねばならないことは當然であるが、生活環境學的立場に立つ労働科學から見れば、單に經營政策に結びつくことは、余りに科學的足場を狭め過ぎてゐるやうに思はれる。

(註七) O. Lipmann, Lehrbuch der Arbeitswissenschaft, 1932, S. 21.

(註八) Ebenda

(註九) 拙稿 八時間労働論と労働時間最限度論の擡頭 (本誌 第三十四卷 第五號 六七—六八頁 參考)

(註一〇) 例へば、リップマンは實際上の經驗を基礎にして、凡そ次ぎのやうな見解を述べてゐる。即ち、雇主側の労働者に對する、彼等のための厚生の諸方策の總てのものゝ影響は、次のやうに考へられ得る。それに依つて經營に於いて好感を持つに至つた労働者は、單に意識的に彼等の作業意志を増強する許りではなく、またこの好感の下に於いて、作業意志を意識的に増強することなくして、尙ほよく能率を増大せしむるに至るものである。(Lipmann, Lehrbuch, S. 273)

リップマンは此處でこの二つの状態に關して、それ等の繼續狀態に就いて述べてゐないけれども、勿論前者は短期間的現象或は一時的現象であつて、後者が長期的、繼續的現象である。従つてこの後者が望ましい普通の状態であることはいふまでもない。

(註一一) Lipmann, Lehrbuch, S. 23-25.

(註一二) 私が此處に擧げた、労働の人間の構造の類型的特性の形成に對して、重要な意義を持つと考へられる諸事情は、同じく労働の人間の構造の變化に對して多少の意義を持つ、労働者の生活の現在環境と一應分離して考へることが、科學的にも亦實踐的にも、より適當であるやうに私には思はれる。そしてそれはリップマンの見解に於いても、このやうに考へらるべきであつた、と私は考へる。しかるに彼に於いては、右の諸事情は現在環境と同列に置かれて、彼のいふ作業力に影響を持つものとせられてゐる。従つてこの點は少くとも彼の見解の内にあつて、今少しく補正せらるべきであつたらう。(Vgl. Lipmann, Lehrbuch, S. 8.)

(註一三) 私は既に労働者心理學の立場から、労働者の生活環境の分類を色々考へて來た。そして嘗つて私の試みた分類はもはや今日では、多少修正しなければならないのであるが、讀者は私のものとして、次のものを參考にせられたい。拙著 經濟心理學 慶應義塾大學講座 八一—八三頁)そしてこの私の分類を基礎として、讀者自身、例へば労働衛生學に於いて望ましいと考へられる環境分類を作成して、私のものと對照して見よ。恐らく非常に違つたものが出來るだらうと考へられる。

(註一四) 淡路圓治郎著 人事管理 昭和十三年。

(註一五) 尙ほリップマンの労働科學論に就いては、最近私は別にこれを論じたので、讀者は次ぎのものを參考にせられたい。

## 四

前節に述べた所に従つて、労働の生産性を規定する労働の人間の構造が、一方では遺傳的基礎に於いて、他方では生活環境との關聯に於いて、種々の態様を示すものであることが明かである。其處で吾々は、この労働科学の基礎見解に従つて、此處に労働者政策の二つの課題を取り擧げることが出来る。即ち第一の課題は、労働の人間の構造に於ける望ましからざる素質の遺傳を、豫め防止するといふことであり、第二の課題は、生活環境を調整することに依つて、この人間の構造の變化を望ましいものにするといふ點にある。

右の第一の課題は、遺傳學、優生學の見地に基づく人口政策の問題を形成する。しかもこれが將來の労働人口に關係する限り、この人口政策は労働者政策としての意義を充分持つてゐる。しかしこの人口政策の問題に關しては、吾々は同時に次ぎの點も亦充分考慮しなければならない。即ち、遺傳せられた素質の發見は常に必ずしも絶對的なものではなく、生活環境の如何に従つて、相當に影響せられるものである。果してさうであるとすれば、この人口政策の問題に關しても、尙ほ吾々は、生活環境の調整問題が重要な意義を持つてゐることを、認めねばならぬであらう。更らに一般に人口政策の問題は、單に右の如く、人口の質に關する許りではなく、また人口の量の問題をも含んでゐる。そしてこの量の問題に關しては、もはや遺傳的素質の問題といふよりは、寧ろ環境調整の問題が遙かに大きな意義を持つ。また人口現象に關して、出生率が大であるが、同時に死亡率が大であるといふのは、文化發

展の程度を示す一つの好ましからざる指標であると考へられてゐるが、この場合に死亡率を減少するためには、矢張り生活環境の調整がまた大きな意義を持つてゐる。このやうにして、人口の質及び量に關する人口政策に關しては、吾々は一方では確かにその優生學の方策の重要性を否定し得ないけれども、それ以上に此處でも亦、環境調整の問題が甚だ大きな意義を持つてゐることを忘れてはならないであらう。(註一六)

將來の労働人口に對する人口政策としての労働者政策から離れて、吾々が現實の労働者を對象とする場合には、労働者政策の課題は一に彼等の日常生活に關する環境調整の問題に盡きるといつていい。しかし此處で環境調整の問題は實踐的に二つのものを含んでゐる。私はこの二つのものを、一方を積極的環境調整、他方を消極的環境調整と呼んで、これを適當に區別し得ると考へる。そして積極的環境調整とは狹義の環境調整であつて、それは特定労働者、或は労働者集團のために、その生活環境を人為的に、積極的に變更することを意味するものであり、此處にこそ本來の環境調整問題があり、吾々は有ゆる場合に、その重要性を認めねばならない。これに對して消極的環境調整といふのは、特定の労働者を、彼に適合するやうな環境状態の下に置くことを意味する。そしてこの場合には勿論、環境に對する人為的變更の問題は存しない。従つてこれをも尙ほ環境調整と呼ぶことは、或は一見不適當のやうに思はれるかも知れない。しかし吾々の場合には、環境調整は人を離れて存する問題ではなく、労働生産性の増大の目標の下に、人と環境の關聯形態を適當のものとするのが、中心課題であることはいふまでもない。それ故にこの意味に於いて、吾々は右の場合を消極的環境調整といふことが出来る譯けである。尙ほこの消極的環境調

整が問題となる理由は、次ぎの二つの點にある。労働生活環境中、主として作業環境——私が前節中に示した環境分類に就いていへば、IのIがこれである——に於いては、技術的に規定せられてゐる部分が甚だ大きく、吾々が自由勝手にこれを更改し得ないし、またこれは生産の種類を異にするに従つて、吾々異なるものであること、更らに労働者の側に就いていへば、年齢及び性別の點は素より、過去の経歴と経験の相異から、彼等は既に彼等に固有の、労働の人間の構造を保有するに至つてゐること。この両面の理由から、吾々に取つては當然、この技術的に既定の作業環境を前提にすれば、これに最も適合する人物を選択しなければならず、また反對に人物を中心にしていへば、彼のために最も適当な作業環境を選定することが重要となる。かくて消極的環境調整はまた二つの實踐的問題を含んでゐる。謂はゞ一つは適者の選擇であり、他の一つは適職の選定である。そして前者は個別經濟に於ける經營政策の一問題であり、後者は青少年労働者に就いていへば、職業指導の問題であるが、一般的には職業紹介機關を通じてする労働者配置の問題に關聯する。

私は此處で、労働者政策の中心課題である環境調整に就いて、少しくその意義を明かにして置かねばならない。環境調整は、その積極的のものたるは、消極的のものたるを問はず、労働者の生活環境が常に彼の持つ労働の人間の構造に取つて適當のものであるやうに、吾々が配慮することを意味してゐる。そして生活環境が労働者に取つて適當であるか否かは、労働生産性の増大を目標にして判定されることはいふまでもない。従つて吾々は此處に環境調整の意義を求めることが出来る。しかし更らに具體的に考へて見ると、第一に労働生活環境は——技術的に決定

せられる部分は素より——一般に労働者がこれを左右し、變更し得るといふよりは寧ろ經營に於いて、——労働者のこの自由は著しく限定せられてゐて——彼に與へられたものとして存して居り、更らに彼の經營外生活環境は、これに反して、彼の自由な選擇と變更とを可能にするものではあるが、事實は社會的に、彼の持つてゐるこの自由と能力とは左程大きくはない。其處で吾々の意圖する環境調整は、労働者の保護といふ意味を當然持つこととなる。いふまでもなく、吾々が労働者の生活環境に對して、全然環境調整の配慮を欠く場合には、彼は工場の内外を通じて、不適當な環境との關聯に於いて、彼の身心の能力を充分健全に保持し続け得るかどうか素より甚だ疑問であるといはねばならない。従つてこの意味に於いて、吾々は労働者政策を以つて、労働者保護政策であるといふことが出来る。

しかし労働者政策が労働者保護政策であるといはれる場合には、吾々はこれに容易に結びつけられる、ある種の概念に就いて充分注意する必要がある。本來労働者政策は労働生産性の増大を目標とするものであり、その實踐的課題である環境調整が、労働者の現實生活に對して、労働者保護の意味を持たざるを得ないのである。従つて労働者保護といふ目的は、吾々の場合には、更らにその上位にある労働生産性の増大といふ目標に向つての、方便であり、手段であるに過ぎない。いひ換へれば、吾々は労働者政策に於いて、労働者の保護を最高の目標としてゐるものではない。この意味に於いて、労働者政策は正に生産政策である。しかし労働者政策が確に労働者保護政策であるといふ意味を持つことから、從來屬々労働者政策の最高目標が労働者の保護にあると考へられ、従つて此處に人道主義、温情主義、慈惠精神等の概念が、更らにまた社會的正義の觀念が容易に結びつき得た譯けである。そして勞

労働者政策にこの種の觀念が強結びつてゐることは、確かに労働者が社會的存在として、その生活上、社會的自  
由と能力とを甚だしく欠き、謂はゞ社會的弱者であるといふ状態を前提とし、またこれを反映してゐるものである  
ことを見逃せない。それ故に労働者が彼等自らの組織を通じて、社會的勢力を増大し、社會的弱者としての存在を  
一步／＼清算して行くと、先きの人道主義的諸觀念は漸次消散し、労働者保護政策に代つて、階級調和政策が前面  
に押し出されて来る。そして労働者政策——從來一般には、これは社會政策の名の下に包まれてゐた——は、勞資協  
調主義の精神の下に置かれる。このやうに、労働者政策が今日に至るまで色々な觀念に結びつけられ、従つて種々  
に理解せられて來たことに依つて、その生産政策としての意義が覆ひ隠されて來たのであるが、それは一つに從來  
の労働者の社會的狀態を反映してゐるものといつていい。しかも労働者の状態を規定するものとしては、吾々はその  
國々の經濟機構とその發展の様相の如何を理由としなければならぬ。従つて吾々はまた次ぎのやうにもいふこ  
とが出来らるであらう。本來生産政策としての意義を持つ労働者政策は、一國の經濟的發展に對して意義を求めらる  
べきであつたに拘らず、それが労働者を對象とすることから、經濟的發展のために生産政策として要請せられる勞  
働者政策が、經濟的發展の各時代の經濟機構が自らこれを規定した労働者の諸狀態に應じて、色々なものとして觀  
念され、理解されて來たといつていい。そしてこれが資本主義の場合に於ける、各時代の労働者政策の姿であつた。  
しかし今や、吾國の場合としてこれを考へて見れば、今回の事變を契機として、吾々の今後の經濟的發展のために  
は、労働者の生産者としての地位が充分反省されなければならぬし、また事實反省されつつある。そしてこれと

共に労働者政策の生産政策としての意義が、判然と浮び出されて來た。かくて今日尙ほ殘存せる、過去の資本主義  
の下に成立した、労働者政策に關する諸種の理解は、一步／＼その足場を失はねばならなくなる。しかし現實の勞  
働者政策が、吾國の場合に於いて、今後とも労働者の状態——此處には多分に過去からの觀念と彼等の生活慣性と  
が沈澱してゐる——の如何に依つて特徴づけられることは、従前と同様に吾々の注意しなければならない點である。  
そして此處に吾々の立場からは、現實の労働者政策に對する批判が成立する。(註一七〇一)

少しく横道に入り過ぎた観があるが、此處で再び論旨をもとに戻したい。労働者政策は労働者保護政策であるが、  
保護の對象である労働者は種々であつて、同時に彼等はその生活環境を異にするために、これに應じてその保護政  
策の内容の異なるべきは寧ろ當然である。そしてその保護の對象となる労働者は、先づ(1)將來の労働者、(2)現業勞  
働者、(3)轉職及び轉業者と失業者、に分けられるが、その内現業労働者に關しては、更らに性別、年齢別等に従つ  
て、各々その對策を異にしなければならぬ。しかしこのやうに大別し得ても、勿論労働者政策の實踐は、個々の  
場合に就いて、詳細な労働科學的研究を基礎にして、適當な方策が樹立されなければならないのであつて、吾々が  
此處に豫めこの實踐的諸問題を具體的に指摘することは、今の場合殆んど意義のないことである。唯だしかし、從來  
の労働者政策を顧慮して、私は次ぎのことだけはこれを此處に述べて置きたい。先きにも指摘したやうに、労働生  
活環境が労働に直接結びついてゐるといふことから、往々にして労働者政策の問題は、特定の労働者について、單  
に労働生活環境の調整だけで事終れりと考へられる傾向がある。しかし私の特、指摘したいのは、それと同時に彼

等の経営外生活環境の調整にも同様に充分の配慮が必要であること、且つこの両方面の環境調整が不均衡ではなく、また適當に並列せられて、その結合結果が期待されるべきであること、これが必要であり、また重要なことである。しかし従来経営外生活環境の調整問題は、時に個人の私生活に干渉するものとして、寧ろ避けられて来た。また何人もこの方面に於ける、各人の生活上の自由に徒らに干渉することはこれを避けねばならないが、理論上からは尙ほ吾々は此處に、重要な幾多の、労働者に對する生活指導、或は生活補導問題のあることを認めねばならない。尙ほ労働者保護政策に就いていふべきことは、此處で労働者保護が單に消極的意味を持つだけでなく、更らに積極的意味を持つてゐるといふことである。卑近な例を以つていへば、労働者の災害及び疾病の發生を豫防することだけではなく、更らにそれと同時に、積極的に労働者の健康を増進すること——これはまた考へやうに依つては、肉體的障害に對する有効なる豫防方法でもあるが——が、考慮されなければならない。かくて労働者保護政策は消極的保護政策であると同時に、また積極的保育政策でなければならぬ。即ち先きに述べた言葉でいへば、それは労働力の保持増強政策である。

以上述べた所を此處に要約して表示すれば、労働者政策の課題は凡そ次ぎの如くなる。



右の表示に對して若干の注意が必要である。第一に、優生政策は現實には、最近吾國で問題となつた民族優生方針に就いて見ても明かなやうに、劣悪素質の遺傳を防遏しようとする消極的意圖を持つのが、普通である。しかし理論的には、更らに積極的に優秀素質を保有する人口の増殖を、企圖し得る譯けである。第二に、消極的環境調整は、先きに述べて置いたやうに、經營政策としての適者選抜と、労働者配置に關する公共政策に依つて實現せられる。そして大體この後者が、一般に労働者配置政策として考へられてゐるものである。しかし理論的には、兩者は同一點に歸着しなければならないものであり、そしてそれを個別經濟の立場でなく、國民經濟の立場から見れば、全體としてそれは労働者配置政策であるとも考へられる。尙ほ本論に於ける私の目的からは左程必要のことではないが、この消極的環境調整の問題は、從來から寧ろ、經營政策の問題として労働科學的基礎がより多く與へられてゐて、公衆政策と關聯しては、この點が遙かに遅れてゐる。また現在の吾國の事情に就いていへば、この公共的労働者配置政策は、消極的環境調整政策としての意義よりも、單に數量的な労働者分配政策であるといふ方が適當である。これは現状の當然然らしむる所であるとはいへ、このやうな状態からは、勿論吾々は充分労働者保護の意義を求め得ない許りではなく、またこのために、配置政策は保護政策とは別個のものである——換言すれば、労働力の配置と保持とは別の問題である——といふ考へも出て來さうである。(註一七)何れにしても、労働者配置政策は數量的分配政策であると共に、消極的環境調整政策であつて初めて、労働者保護政策としての意義を持ち得るものであることを忘れてはならない。第三に、各種労働者に對する積極的環境調整政策は、その何れの場合に對しても、消極



的に積極的保護政策として展開されるものである。

労働者政策は、以上の如くにして、労働者各人、若しくは労働者集團の労働生産性の増大を通じて、一國の労働生産力の増進を企圖しなければならない。そして具體的には、吾々はこのために、先きに示した労働生産力の客觀的諸指標を當然問題とするのであるが、各客觀的指標の成立は必ずしも單純ではなく、其處には種々の條件があり、従つて吾々は現實には此處に色々な問題を取り擧げて來なければならぬ。そしてこの色々な問題が労働者に對する保護政策を具體的に形成するのであるが、労働科學的にいへば、その一部分が優生政策の、その大部分が、環境調整政策の問題を構成するものであることは、もはやこれ以上に説く必要もなからう。

以上私は、労働の人間の構造の態様の如何と關聯する(註一八)諸事情に對する方策として、労働者政策の課題を明かにしようと努めて來た。そして私の此處での目的はそれで盡きてゐる。しかし今一度、私は此處で労働者政策を右に述べた所とは違つた角度から、眺めて見ようと思ふ。しかもこのことは、一方では労働者政策の意義を更に多少明かにすることに役立つ、他方では現實に屢々見られる實際の方策に對する正しい批判ともなる、と考へられるからである。

問題の新しい角度は労働の人間の構造の裡にある。吾々はこの人間の構造が、労働の主觀的可能性、即ち労働の主觀的態度と、労働の客觀的可能性から成ることを明かにして置いた。そしてこの両者が一應獨立に變化し得ることを認めたのであるが、正にこの點から吾々は、一方では労働の主觀的態度に關する労働者政策を、他方では労働の

客觀的可能性に對する労働者政策を區別することが出来るであらう。そして假りに、勿論適當の名稱とも思へないが、前のものを主觀的労働者政策、後のものを客觀的労働者政策と呼ぶこととする。しかしこのやうに二つの労働者政策を區別し得ても、その何れの労働者政策に於いても、その問題は労働科學的に、換言すれば、右に述べた労働者保護政策に於ける優生政策として、また環境調整政策として、展開されなければならず、従つて右に私が述べて來た總ての點が、この二つの孰れの場合にも同様に考慮されなければならないことは、いふまでもなからう。

労働の主觀的可能性が、その客觀的可能性から離れて獨立に變化し得るものであり、また現實の労働は前者を基軸にして行はれるものである。——リップマンは、作業者が労働に於いて自ら彼の労働の客觀的可能性を要求する程度に於いて、その主觀的可能性の大小を知ることが出来るかと考へてゐる(註一九)——其處で労働生産性の増大のために、特にこの主觀的可能性の増強が問題とせられる。私が先きに與へた労働生産力の客觀的指標に就いて見ても、労働争議、労働移動——反對にいへば、勤続期間の長短——勤怠度といふやうな事情に關しては、労働者各人、或は労働者集團の労働の主觀的態度の問題が、先づ吾々の注意を惹く。更らに労働能率の大小が單に労働の客觀的可能性の大小にのみ依存するものでないことはいふまでもない。そして結果としてのこの労働能率の大小に著しく影響を持つものとして、労働者の怠業、即ち意識的な生産制限、或は無意識的な生産制限とも見られる主觀的態度の種々の状態。また災害の發生に對しても、主觀的態度に關する多少の問題がある。そして凡そこれ等の問題が、労働の主觀的態度の問題として、吾々の考慮を促すものであるが、吾々の考慮を俟つまでもなく、既に實際界に於い

ては、何人も常にこの問題に相當の注意を拂つて來てゐる。しかもこの實際界に於ける、この問題に對する對策を見ると、その多くの場合に於いては、何等かの觀念内容を持つ所謂精神主義の教化訓育施設を通じて、絶えず労働者を教化指導しようとしてゐる。そして問題の性質上、この種の精神的教化方策が、悪くいへば、お説教が唯一の、或は直接的な有効方策であるとも考へられてゐるやうにも見へる。しかし吾々はこの主觀的労働者政策に對しては、充分の警戒を加へねばならない。(註二〇)

問題の第一は、この主觀的労働者政策が効果を持つ場合に、労働を強化し、結局労働力を早期に磨滅するといふ結果を導きはしないか、といふ點にある。特に労働者の肉體的保護方策が萬全でないのに、住々にしてこの主觀的労働者政策が好んで行はれる場合には、この懸念なしとしない。また假令肉體的保護方策が相當に發展してゐるとしても、吾々は全然右の懸念なしとはいひ得ないのである。今日吾國の産業界に於いて、労働者の災害及び疾病の發生に關して、必ずしも樂觀を許さない事實が屢々報ぜられるのに對して、私にはその理由の一つが——勿論これが唯一ではない——右の點に關聯してゐるのではないかとも思はれる。

更らに、私が本論中で既に先きに觸れて置いた所からも明かなやうに、労働の主觀的態度の問題は、結局リツプマンの謂ふ「作業慣性」の状態に於いて、意識現象的にいへば、特別の精神緊張の状態に於いては、眞に好ましい状態として解決せられ得るものであり、またさうならなければならぬ。そしてこの場合の労働の主觀的態度は、意識の表面下に沈澱してゐる。そしてこの状態は労働者の精神作興の問題として、一時的に解決され得るもの

ではないし、更らに重要なことは、それは單に所謂教化施設だけで、充分解決され得るものではないといふ點である。此處に教化施設の限界がある。そして一般に、未だこの教化施設の持つ限界が充分認識されてゐないことは、特に私の痛感せざるを得ない所である。

其處で、吾々は第三の問題に入らねばならない。一般的にいへば、労働の主觀的態度の問題は、社會的存在としての労働者の生活態度の一面であるに過ぎない。従つてそれは、環境心理學的に見れば、労働者とその生活環境——勿論單に労働生活環境だけではない——との全體的關聯の意識的表現であると考へねばならない。そして精神的教化施設の如きは——假令それが人に依つて相當の効果を究局持の場合があつても、吾々の問題は更らに、その効果の成立を可能にする、生活意識の基底を考へて見なければならぬ。このことは一つの教化施設が何人に對しても全く同一の効果を持つものでない、といふ事情からも既に明かである——労働者の生活環境の僅かに一つのものであるに過ぎない。従つて精神的教化施設を欠いても、何等かの好ましい主觀的態度の成立するといふ場合も亦可能である。これを要するに、労働の主觀的態度の問題は、單に教化施設の問題に盡きるのではなく、一般に環境調整政策の問題として、吾々は此處に廣く労働者の生活環境の諸條件の意義を求めねばならない。

さて、右のやうに、現實の主觀的労働者政策に對して、吾々は科學的な批判を加へ得るとして、尙ほ、結局主觀的労働者政策の目標が何處にあるか、といふ疑問が存在する可能性がある。そして私の場合にも、この點を一度問題にして見る必要があらう。蓋しこの問題は、労働がその主觀的可能性を基軸にして行はれるものであるといひ、

また労働者政策の對象が労働力の問題であると同時に人間の問題であるといふ點から、單にそれは主觀的労働者政策の問題といふよりは、一般に労働者政策に於ける人間問題であるからである。

主觀的労働者政策の目標が、先きに擧げた労働生産力の客觀的諸指標を通じてする、労働生産性の増大にあることはいふまでもない。しかし問題は更らにそれを超へて、吾々が此處で果して如何なる人間を期待するか、といふ點にある。(註二)労働者政策の科學的基礎からは、此處に吾々は労働者の社會的存在としての意義から、彼に於いて眞に生産者としての人間を期待し得ると、いひ得るに過ぎない。しかし眞に生産者としての人間が如何なる社會的、經濟的機構の下に存し得るか。問題が此處まで展開されることに對しては、吾々は二つの點に於いて、充分の注意を必要を要する。第一に吾々は何處までも科學的立場に於いて、眞に生産者としての人間を考へて行かなければならない。そして此處で吾々のなし得ることは、現存經濟秩序とそれに關聯する諸事情を、生活環境の問題として、これを取り擧げ、これに批判を加へ、此處から新しい環境條件を期待して行くだけである。従つて第二に、吾々がこの科學的順路を踏むことなく、労働者の生活に就いて考へることは、當然慎まねばならないし、また此の場合には、問題に對するイデオロギーの背景が考へられ、何れにしても科學的立場からは、充分注意されねばならないであらう。尙ほ問題を少しく前に返して、私は此處に次ぎの點を附言して置くことが必要である。労働の主觀的態度が一應その客觀的可能性から獨立のものであるとしても、またその反面に於いて、尙ほ後者の健全なる發達が前者の健全なる發達に對する條件的な意義を多少とも持つとすれば、先づ客觀的労働者政策に重點が置かれねばならない。

これを無視して、先きに批判したやうな形態に於ける主觀的労働者政策を強行することは、一時的効果は別問題として、労働強化の危険さへ伴ふものである。従つて主觀的労働者政策は客觀的労働者政策の充分の基礎の上に置かれねばならないし、尙ほ一般的にいへば、有ゆる環境調整政策に關聯して、労働の主觀的態度の問題が存してゐる。

最後に、私は労働者政策に關する吾々の任務に就いて、一言觸れて置きたい。私の本論に於ける主たる目的が、労働者政策の積極的建設のための、科學的基礎とその構造とを明かにしようとするにあることは、既に讀者の理解を充分得たことと思ふ。そしてこの吾々の任務が、實際の労働者政策をして眞に一國の労働生産力の増大に役立たしめようとする積極的意圖の下にあることも明かであらう。しかしまたこれと同時に、吾々は實際の労働者政策に對する、吾々の立場からの科學的批判を加へることを忘れてはならない。従來労働者政策は、單に吾國に限らず一般に、社會政策の名の下に包まれて居り、其處に主として社會科學的考察が支配的であつて、労働科學的基礎づけが常に必ずしも充分行はれて來たとはいへない。それだけに吾々のこの批判的任務が相當大きい意義を持つ。そして特に吾國の場合にさうである。従來吾國の労働者保護政策が多分に労働者救護政策の色彩を持たされて來たことは、一方では吾國資本主義が労働者に對して保持し續けて來た觀念と労働者の生活慣性の特徴にも基づくのであるが、他方ではそれと結びついて、その労働科學的基礎づけを著しく輕視せしめて來たためでもある。

かくして一般に、労働生産力の増大が著しく要請せられてゐる今日、吾國でも労働科學的研究の重要性が相當に認められて來た。これは誠に歓迎すべき事實である。しかし既にナチスの労働戦線が「ドイツ労働科學研究所」を持

ち、その労働者政策の基礎を此處に求めようとしてゐるやうに思はれる(註二二)の比すれば、吾々は吾國の現状——厚生省には公衆衛生院があり、民間には日本労働科學研究所があり、その他に尙ほ公私の比較的小規模のこの種研究機關の若干のものゝ存することは事實である——を以つて果して満足し得るかどうか、素より疑問である。吾々の場合に於いて、労働者政策は既に生産政策としての意義を認められつつある。これに對して吾々が、その労働科學的基礎を強く要求しなければならないのは、寧ろ當然であらう。

(註一六) 尙ほ優生學的人口政策に關しては、寺尾琢磨教授の左の論稿を参考にせられたい。

斷種法の理念とその人口政策的意義、(本誌 第三十三卷 第十二號)

優生學的人口政策の消極面と積極面、(本誌 第三十四卷 第九號)

(註一七、一八) この數年來、社會政策が生産政策——但し資本主義がその發展のために、必然的に、要請する所の生産政策——として理解せらるべきものであることを、強く主張して來られた大河内一男氏の見解は、吾々の傾聴に價ひするものゝ一つである。

大河内一男著 社會政策の基本問題 昭和十五年

(註一七、一八) 例へば、大河内氏は「社會政策を、労働者に對する保護ではなく、『勞働力』に對する『保全』と『配置』のため

の政策と考へよう」として居られる。(同氏 前掲著作 序文 四頁)  
尙ほ氏の右の言葉に就いて、多少述べなければならぬ。氏と私の見解の相違は、氏が「社會政策を、労働者に對する保護ではない」と考へられる點に歸因してゐる。そして氏のこの見解は、社會政策を先づ與へられたものとして社會科學的に理解しようとする科學的態度に基づき、またその理解に於いて、社會政策は資本制社會が、その經濟的發展のために自ら要

請したものであつて、本來それは労働者のために意圖せられたものでない、といふ點にかゝつて居るやうに思はれる。しかしこの冷かな科學的態度から離れて、他面に於いては、氏も亦灼くが如き情熱を以つて、社會政策の眞の任務を説き、社會政策の積極的、科學的建設を構想されつつあるものと、想像せられるが(この點に就いては、註二一參考)この場合にも、果して氏は社會政策に對して労働者保護の意義を全然否定しようと思はれるか、どうか。多少の疑問なしとしないであらう。

(註一八) 私は、生活環境が労働の人間の構造に關聯して意義を持つてゐるといふ風に述べて、前者が後者に影響するとは述べて來なかつた。しかし單に身體的問題である場合には、ある程度まで、吾々は此處に外部環境の影響として問題を考へていゝのであるが、労働の主潮的態度の問題に於いては、吾々はこのやうに機械論的には問題を考へられないのであつて、此處に一言讀者の注意を乞ふ所以である。

(註一九) Lignan, Lehrbuch, S. 21.

(註二〇) この點に就いては、本誌前月號に於ける、拙稿「工場精神と勞務管理」を、参考にしてみられたい。

(註二一) 生産政策としての社會政策の意義を強く主張する大河内一男氏の意見に従へば、經營の福利施設が「勤勞者に對し何よりも經營身分的性格を賦與することは、假令彼等の一部分を小市民的存在に齎すとは言へ、之と共に彼等の社會的な聯帶性とその政治的意識の健全なる發展への途は全く閉される。社會政策の眞の任務は寧ろ勤勞者をこの小市民化的無意識性より救ひ、彼等を福利施設的な機構への埋没から救ひ上げることにある」と言へるであらう。労働者は超經營的な存在としてのみ始めて一つの獨立の存在であり、社會人であることが出来る。そして「労働者を從屬的労働關係へ呪縛することを欲しないならば、何よりも先づ労働組織に關する法制の確立と、之をその背後から支持する失業保險制度が與へられて在らねばならない。労働者をその從屬性より解放する途は此の二つの社會政策の成立に在る。」(同氏著 社會政策

の基本問題 二九四—二九五頁の尙ほ氏が別にいふ所に依れば、社会政策が社会的必然的に可能ならしめる、「社会的存在としての勤労者階級は、すでに現存の経済機構に對する意識的な批判者であり、それはまた「健全なる勤労者を意味し、最も未來ある、新らしき、社会層」を意味する。(同書 一二八—一三〇頁)

右に引用した所に従つて見ると、「社会政策の眞の任務」——大河内氏がこのやうにいられる所にも、氏自身の見解、理論的見解から見ても、問題があるやうにも思はれるけれども、それは暫らく措くとして——に於いて期待せられる、社会的存在者としての勤労者が、「健全なる勤労者を意味する」とすると、それは生産者として如何なる性格を持った存在であるか。勿論この勤労者は、資本主義的経済機構の意識的批判者であり、非小市民的、進歩的であり、また彼等の間の社会的聯帯觀念と政治的意識の健全に發達した勤労者であり、そして超經營的存在であるとは述べられてゐるが、かくの如き性格を持つ勤労者が、現實に生産過程に於いて、如何様な「健全なる勤労者であるか。これが私の特に聞きたい點である。

(註二) 「ドイツ労働科學研究所」は、一九三五年に設立せられ、既に相當の規模に於いて研究を開始してゐるやうであるが、これを知るべき資料が私の手元に到着するには、尙ほ多少の期間を要するので、右に關する事情を充分此處に記し得なかつたのは甚だ遺憾である。

## 五

以上諸節を通じて、私は労働者政策が如何なるものであるか、を述べて來た。しかしこの私の労働者政策の見解に關聯して、私自ら尙ほ附論すべき點もあるし、また色々な問題が提起されさうでもある。其處で、此處にこの若干の問題を取り擧げて、以上私が述べた所のものに對する補論とし、同時に労働者政策の理解を更らに進めたいと思ふ。

先づ私は労働者政策の主體に就いて述べて置きたい。以上の私の論述から容易に明かなやうに、労働者政策の主體としては、吾々は労働者の生活環境に對して何等かの調整方策を行ひ得るものとして——勿論優生方策をも含めて——國家、公共團體、及び個々の經營を擧げることが出来るであらう。そしてこのやうに區別せられる政策主體に對する吾々の問題は、政策主體を異にするに従つて、その行ふ所の政策に自ら特徴のあることを、明確に認めねばならない點に存する。其處で先づ經營の労働者政策に就いて考へて見よう。個々の經營の存続は、資本主義的には、利潤の經濟計算を基礎にして居り、その一切の活動はこれを基準に營まれるものである。そして労働者はこの經營の下に於いては、一定額の賃銀に對する對價として、彼の労働を提供する。經營は賃銀として支拂つた労働費を基礎にして、彼の労働の結果を計算する。この資本的計算から、労働能率の最大原則が生れて來ることは、既に私の指摘した所であるが、このために經營の労働者政策は労働能率増進方策に歸着することは明かである。しかも資本主義の初期的現象として、經營の労働者對策は労働力の早期磨滅を結果するやうな形態に於いて現はれ、そのために眞の労働者政策は却つて經營の内からは現はれないで、この經營の労働者對策を抑制するものとして、國家の手に於いて發展せしめられて來た。しかし幸ひにして今日では、經營のこのやうな労働者對策は相當に改められて來て居り、その労働能率の増進方策は、また事實労働能率の最適化の方策を含み、従つて此處から吾々は労働者政策の發展を期待し得る理由を全然否定し得なくなつてゐる。しかも尙ほ經營の労働者政策は、例へばその福利施設にしても經營の利潤計算から離れたものでないやうに、此處に常に明確な限界がある。従つて經營の状態の如

何に應じて、——經營規模の大小と、一般經濟狀態の如何に應じて——經營の労働者政策は著しく異つたものであり得る。そして吾々は此處に、經營の労働者政策に對する充分の信頼を置き得ない理由を見出す。更らに經營の労働者政策には、今一つの限界がある。即ちそれは主として労働生活環境に關聯して居り、假令それが例へば労働者の住宅問題にまで及ぶとしても、その環境調整政策は常に必ずしも労働者の生活環境の總てに觸れ得ないのであつて、此處に一つの範圍上の限界のあることを認めねばならない。更らに公共團體の労働者政策に就いて一言すれば、これは専ら貧民救護事業として、しかもその對象とせられる労働者は個別的に、且つ特殊労働者の範圍に限られてゐて、通常労働者政策として吾々は此處に左程多くを期待し得ない。

このやうにして、吾々は最後に國家の労働者政策にその萬全を期待しなければならない。即ち此處では、先づ經營労働者政策の限界を超へて、可能なる限りその方策の範圍が擴大されなければならない。そして同時に經營に於ける最大能率原則に基づき、一般にその經營計算を基礎とする經營労働者對策の、労働力の最適なる保持に對して持つ危険性を、充分抑制することが必要である。しかもこの上に吾々の特に期待しなければならない點は、政府の労働者政策が系統化せられ、更らにそれが内容的に擴充されて行くことに依つて、一國の労働生産力の増大が、遺漏なく計畫的意圖の下に置かれ得るやうな狀態に發展することである。しかしこのやうに、政府の労働者政策が發展することは、常に必ずしも吾々の期待し得る所ではない。從來の資本主義の下に於ける、政府の労働者政策の發展を見ると、それは止むを得ざる必要物としての限度に止まり、従つて此處では政策の系統的發展を期待することは

稍々困難であり、労働者政策はその多くが個々の經營の手に委ねられてゐる、といふやうな狀態を示してゐる。勿論吾々も一面に於いては、この政府の労働者政策の限界を犯すことなく、更らに其處に經營労働者政策の自律的發展を、多少とも期待し得るけれども、原則として労働能率の最大化原則を保持する經營政策に多くを依頼することは、労働者政策の發展のためには必ずしも望ましいこととはいへない。またこのやうな狀態は、政策主體としての政府が經營に對して、時に受動的でもあることを意味し、従つてそれは労働者政策の積極的發展のためには、好ましいことでないのはいふまでもない。かくて吾々は、政府の手に於ける労働者政策の形成が右のやうな狀態から脱却し、積極的に労働生産性の増大を企圖し得るに至つて、初めて此處に労働者政策の最も好ましい發展の條件が與へられる、と考へてもいゝであらう。そして政府の労働者政策が、吾國では現に、この意味に於いて、多少積極性を帯び出して來たことは、此處で注意して置きたいことであらう。

補論の第二として、或は讀者が、私の謂ふ「労働者政策」といふ言葉に對して、多少奇異の感を持たれるかも知れないのに對して、少しく私見を附加して置きたい。普通に労働政策 Arbeitspolitik といふ名稱は、吾國でも今日既に珍らしくはない。しかし労働者政策 Arbeiterpolitik といふ言葉が余り普通には使用されてゐないのは事實である。(註二三)其處で問題は、何故に私が労働政策といはないで、敢て労働者政策と呼ぶか、といふ點にある。私の理由は至極單純である。即ち、労働の生産性は労働の人間の構造の如何にかゝつてゐる。従つてこの人間の形態を考へないでは、科學的に、労働生産性の大小を判定し得ないのである。私はこの點では、私の労働者政策に關する

### 労働者政策の基本問題

前諸節の論述の内、労働が人間を離れて存し得ないといふ明白な事實を、單に科學的に述べて來たに過ぎないのであつて、これ以上に私自身に於いてその理由を述べる必要もない。尙ほ時に労働保護といはれるのに對して、私が労働者保護といふのも亦同様である。しかしまた私は以上の叙述の内、屢々労働力保持といふやうな表現を用ひたが、それは労働者の労働力保持といふのを簡約したに過ぎないのである。吾々の對策は常に労働者である。しかし吾々が労働者政策といふことに依つて、労働者に關する何等かの人格的な、或は倫理的な要請を此處に直ちに結びつけることに就いては、相當の注意を要する。

尙ほ從來の資本主義の下に於ける、經營の労働者對策を見て來ると、労働力は商品であり、従つてこの立場に於いて、經營の労働者對策が展開せられて來たことは事實である。その初期に於いて、資本主義的經營が労働力の早期磨滅を無考慮に強行したことは、その最も典型的なものであるが、更らにその後の労働能率の増進方策を見ても、例へばテイラーの科學的管理法、これに續く産業心理學の實踐にしても、確かに此處で考へられてゐる人間は、全く機械と同様に、個人個人に一定の作業能力を有する「人間機械」に過ぎないのであつた。しかし聽て、この労働能率増進策に於ける人間機械觀も、資本主義的經營自らの手に於いて放棄せざるを得なくなりつゝある。蓋しいふまでもなく、經營の目指した労働能率の大小は、如何に正確に、科學的に測定、豫測せられようとも、それは單に「人間機械」の持つ労働能力——労働の客觀的可能性——だけに依存するものではなく、正に社會的存在としての人間の、労働の主觀的態度の如何に依つて、著しく影響を蒙るものでもあるからである。かくて經營の労働者對策が、

經營自身の手にて於いて、労働者政策としての色彩を帯び得る前提が與へられるに至る。かくて何れにしても、私の問題は労働政策といはれるよりは、労働者政策と呼ばれる方がより適當である。(註二四)

更らに補論の第三として、私は此處で、社會政策に關して多少述べて置かなければならないであらう。蓋し社會政策論者の内には、最近吾國に於ける大河内一男氏の如く、またドイツに一例を取れば、フリーダ・ヴンダーリッヒ女史の如く、(註二五)社會政策を以つて生産政策であると解釋する見解が存するからである。そして此の場合に、その主たる問題が労働生産性に關聯してゐることも注意すべきであらう。従つてこのやうに解せられた社會政策が、私の謂ふ労働者政策に甚だ近いものであること、或は同一のものであることさへ考へられるかも知れない。しかし大河内氏の見解に於いては、先づ生産政策としての「社會政策を經濟機構に係はらしめて、即ち經濟機構の内部から、捉へようとする態度」に於いて理解し、次いで謂はゞ「社會政策の政治經濟學を構想すること」が、明かにせられてゐる。(註二六)そしてこの限りに於いては、氏は嚴密に社會科學者としての態度を保持せられようとする。そして假りに氏の謂ふ社會政策を労働者政策として見ると、氏の努力は結局「労働者政策の政治經濟學の確立にある。従つてこの氏の立場に於いても、勿論労働に關する労働科學的研究の結果が重要視されねばならないことは明かであつて、氏自らもこれを充分認められるやうにも見へる。しかし現在までの氏の努力は主として謂はゞ「社會政策の經濟學」理論の追及にあつて、聽てこれを基礎とする社會政策論の積極的展開が期待される筈である。従つて私は今暫らく氏のこの努力を靜かに見まもるべきであらう。しかも私は私の労働者政策の立場からは、次ぎの如くいふ

ことが出来る。即ち、氏の求められて来た社会政策の経済学理論は、労働者政策に於いても充分考慮されなければならぬ。蓋し私の見る所では、現實の労働者政策は、それを成立せしめた労働者状態を基盤として、先づ理解されなければならないからである。そして更に吾々は、これから一步先きに、積極的に新しい労働者政策の實現を期待して行かねばならないからである。この吾々の科學的任務のために、吾々は一方では社會科的、特に經濟學の見解と、他方では労働科學的研究とを必要としなければならぬ。そして私は此處に、馬場敬治教授の言葉を借りていへば、「科學の世界に於いては、本來、垣はない」ことを、附言して置かねばならぬ。(註二七) 大河内氏の現在までの努力に比較すれば、ヴンダーリツヒ女史の見解は、私の労働者政策の見解に甚だ近い。特に彼女は労働科學的研究に對する相當以上の理解を有してゐる。(註二八) しかし私は彼女の社會政策が未だ労働科學の基礎づけに於いて、充分でない點に於いて、幾分不満足の點がある。(註二九)

右に例示したやうに、社会政策が私の謂ふ労働者政策に甚だ近く理解せられることはある。しかし一般に從來社会政策としてより廣く理解せられて来たものは、必ずしもそれが直裁に生産政策であると解することではない。しかも尙ほこの種の社会政策論者にあつても、何人も恐らく、社会政策が生産政策的意義を持つてゐることを——このことは労働科學的研究に於いて、初めてよく科學的に理解せられることであるが——否定するものはなからう。例へば故福田徳三博士の如きは「生産的社會政策」といふ言葉さへ用ひたのであるが、(註三〇) またレヒターへのいふ所に従へば、「人間の労働が余りにも劣悪なる條件の下に置かれるならば、如何なる國民經濟もその生産の足場を

よく保持し得ないであらう。」そして「よき社会政策に依る人間労働の保護は正しく生産のためである。」(註三〇) 従つて社会政策を生産政策として理解するならば、私は敢て社会政策の名に囚はれる必要もないと考へる。しかも社会政策が生産政策的意義を持ちながら、それが労働者政策ではなくて、社会政策であるとせられる所以は、必ずしも總ての論者がさう理解するのではないが、その生産的意義を超へて、更にまたそれに基づく經濟的意義を超へて「社會」的意義を求めやうとするにある。(註三一) 社会政策を甚だ卒直に生産政策であると解しようとするヴンダーリツヒ女史でさへ、彼女の社會政節が結局生産的、更に經濟的意義を超へて、「社會」的意義——勿論彼女の場合はこれは倫理的のものであるが——につらなるものであることを認めてゐる。(註三二) また卒直にいへば、大河内氏さへも——前節の(註二)中に私が、引用して置いた所に依つて見れば——「社会政策の眞の任務」が生産的意義以上のものを労働者の裡に期待せられるのではないか、とも私には考へられる。——勿論氏の明白過ぎる程明瞭な立場からは、こう考へることは或は許されないかも知れないが、——このやうにして、私は最も普通に解せられる——といつても勿論、從來社会政策が如何なるものであるか、に關する見解は種々ではあるが——社会政策から、假令多少の内容的な一致があるにしても、一應労働者政策を區別して置きたいと思ふ。

以上若干の補論を通じて、どの程度まで私の労働者政策に關する讀者の理解を進め得たかは、甚だ怪しい。しかし尙ほ充分に補足すべきものは、これを別の機會に譲ることとして、ひと先づ此處で筆を擱きたいと思ふ。

(註二三) 私の甚だ限られた知見を以つてすれば、次ぎの書に「労働者政策」といふ名稱が利用されてゐることは、ドイツの



學界に於いても、先づ異例のやうに思はれる。W. Mischerich, *Moderne Arbeiterpolitik*, 1927.

(註二四) 此處で参考のために、大河内一男氏の見解を引用して見よう。氏も亦「労働力の保全、回復は労働者を対象としてのみ、それを通じてのみ、行はれる限りに於いてのみ『労働者政策』である」といふ。しかし資本主義の下に於いては、「労働力」は「機械や工場建物等と何等異なる所の無い」商品に過ぎない。従つて「資本制的」な制約を被るかぎりでの「社会政策」の理論を、科學的に理解するためには、「資本制社会に於ける目的と手段との、價値の序列の、頭頭は既に前提とせられてゐる。従つてこの際、頭頭せられ犠牲とせられた價値(例へば商品價値に對する人格價値)の側より問題を解くことは許されない事柄である。社会政策の『理論』を、一片の感傷や單なる説教に終らせることなく、これを科學的な分析たらしめるためには、この點は特に強調して置かなければならない。」(大河内一男著 *社会政策の基本問題* 二六二—二六三頁) 此處に於ける社会政策に對する態度と、私の労働者政策に對する態度とは多少異なる。しかし私の場合にも労働者政策と呼ぶことに依つて、労働者の人格價値を直ちに云々する何等かの倫理観は必ずしも必要ではないが、労働者政策が究局その實現を追求する所の生産者としての労働者は、確かに倫理的な一つの存在ではある。しかも労働者政策はこの倫理観を振り廻す前に、先づ科學的でないならぬ。

(註二五) F. Wunderlich, *Produktivität*, 1926, S. 301 ff.

(註二六) 大河内氏の前掲著書の序文参考

(註二七) 馬場敬治氏稿「技術の影響の多様性に就いて」(經濟學論集 第九卷 第九號) 從來學問の發達の上では、その分化傾向に従つて、科學の純粹性が保持されやうとする傾きの強かつたことは事實である。しかし一つの事實を充分よく理解し、特にまたこれに對する何等かの實踐的意圖が結びつく場合には、吾々の理解は當然綜合科學的とならざるを得ない。蓋し事象の現實的な姿は、分化傾向に於ける單一の科學的知識を以つて、充分理解し得られる程單純なものではないから

である。そして吾々の問題である人間の労働、従つてまた労働者の存在に關する理解も亦この一例である。尙ほ同様の見解は、最近奥井教授に依つて、別の問題に就いて強く主張せられてゐる。(奥井復太郎「計畫と社會科學」本誌 八月號 參考)

(註二八) 例へば、ヴァンダーリッヒはその著「生産性論」に於いても、諸種の労働科學的研究に對する相當の理解の持主であることを示してゐるが、彼女には別にまた次ぎの如き著作があつて、其處では彼女は産業心理學の創設者である「ミュンスタール」の充分の理解者であり、同時に批判者である。F. Wunderlich, *Hugo Münsterberg's Bedeutung für die Nationalökonomie*, 1920.

(註二九) ヴンダーリッヒの見解が私の見解に非常に近いので、何れ別の機會にその見解を批判して見たいと思ふが、此處では私の見解に近いといふ點を示すために、労働生産力に關する彼女の見解だけを、参考のために引用して置かう。「生産力として、人間の労働は二つの觀點から觀察せらるべきものである。先づ第一に提起せらるべき問題は、人間の労働が如何に利用せられることに於いて最も生産的であるか、といふ點にあり、第二に問題は、労働を最も慎重に保持し、最もよく發展せしめ、また増大せしめ得るかの方法を吟味することにある。そしてこの第二の問題は労働者自身のために、またその他の人々のためにも研究されねばならないものであつて、それは人間經濟 *Menschenökonomie* の問題である。この問題は、職業的不能力者として經濟生活の負擔である人々の數を減少し、職業的能力者の生命を現在及將來に於いて出来るだけ有効のものたらしめやうとする要求の内に含まれる」(Wunderlich, *Produktivität*, S. 304. 尙ほ彼女のいふ所を以つて補足すれば、労働者「使用の最適なる經濟は、人間労働力の出来るだけ長期の利用が、人體の最上の發達と一致する場合に、與へられるであらう。」(Ebenda, S. 326)

讀者が彼女のこの言葉と、私の理解する労働生産性の概念とを、對照して見られんことを希望して置く。

(註三〇ノ一) 福田徳三著 經濟學研究 大正九年 前編 八一頁

(註三〇ノ二) H. Lechape, Die menschliche Arbeit als Objekt der wissenschaftlichen Sozialpolitik, 1929, S. 11.

(註三一) 例へば、奥井復太郎教授の社會政策論を參考として見よ。

同氏著 社會政策 (慶應義塾大學講座 經濟學)

(註三二) Wunderlich, Produktivität, S. 348-349.

附記——私は去る七月上旬文部省に於いて開催された第二回經濟學會に於いて、本論の梗概を報告したのであるが、僅かに報告時間三十分に限られ、素より充分意を盡すことを得なかつたので、此處に更めてこれを補足した譯けである。

(昭和十五年九月十六日稿了)

## 財政學の理論的課題

——財政學の自己反省のために——

永 田 清

### 第一節 序 論

政治經濟學の理論をめぐつて行はれた最近の獨逸經濟學界の方法論争が、外ならぬ財政學をその論争の場所としたことは、まことに興味ある事柄である。しかもこの論争はあくまでも市場經濟の論理を主張する一派と、經濟學を歴史的、政治的構成體の理論とする一派との鬭争としてそのまま持ち越されてゐる。そこで私は財政學研究の立場から、何故にこの方法論争は財政學をその場所としたかを明らかにし、さらに又、この方法論争は財政の本質を理解することによつてのみ積極的に展開せられる所以を説き度いと思ふ。勿論私の意圖するところは、一方においては、この輝かしい經濟學の方法論争に参加することにあるが、もつと根本的には、私の今日まで理解して來た財政の本質を提示することによつて、財政學そのものの理論的課題を果さうとするにある。かくして政治經濟學をめぐる論争は、財政學の自己反省のために、まさに絶好の機會を與へたものと言つて好い。